

【表紙】

| | |
|----------------------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 殿 |
| 【提出日】 | 平成26年9月26日提出 |
| 【発行者名】 | 大和証券投資信託委託株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 白川 真 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 山部 努 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 【電話番号】 | 03-5555-3111 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型） 日本円・コース（毎月分配型） ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型） ブラジル・リアル・コース（毎月分配型） ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型） アジア通貨・コース（毎月分配型） （総称を「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）」とします。） |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 継続申込期間（平成26年9月27日から平成27年9月25日） 各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で30兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当ありません。 |

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）アジア通貨・コース（毎月分配型）

（注1）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとします。

（注2）上記を、それぞれ「日本円・コース」、「ブラジル・リアル・コース」、「アジア通貨・コース」という場合があります。

（注3）上記の総称を「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）」とします。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で30兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

各ファンドについて、1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.24%（税抜3.0%）となっています。
具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）」を構成する各ファンドの受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって、他の構成ファンドの受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。なお、スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料を徴収している販売会社はありません。スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

（「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）」の構成）



申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

(7) 【申込期間】

平成26年9月27日から平成27年9月25日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

次のイ．およびロ．に掲げる日を申込受付日とする受益権の取得の申込み（スイッチング（乗換え）にかかるものを含みます。以下同じ。）の受付は行ないません。また、次のイ．およびハ．に掲げる日を申込受付日とする受益権の換金の申込み（スイッチング（乗換え）にかかるものを含みます。以下同じ。）の受付は行ないません。

イ．香港の銀行、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日（当該ファンドの運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託会社が定める日に限り除きます。）

ハ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

委託会社の各営業日（ ）の午後3時までには受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）（スイッチング（乗換え）にかかるものを含みます。以下同じ。）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（ ）の取扱いとなります。

（ ）前 の申込受付中止日を除きます。

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）」を構成する各ファンドの受益者が当該ファンドの換金の手取金をもって他の構成ファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他の構成ファンドの受益権の取得申込みの受け付けが中止された場合、当該換金請求の申込みの受け付けを中止することがあります。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行いません。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）

| | | |
|------|---------------|---------------------------|
| 商品分類 | 単位型投信・追加型投信 | 追加型投信 |
| | 投資対象地域 | 海外 |
| | 投資対象資産(収益の源泉) | 債券 |
| 属性区分 | 投資対象資産 | その他資産（投資信託証券（債券 社債 低格付債）） |
| | 決算頻度 | 年12回（毎月） |
| | 投資対象地域 | アジア |
| | 投資形態 | ファンド・オブ・ファンズ |
| | 為替ヘッジ | 為替ヘッジあり（フルヘッジ） |

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）アジア通貨・コース（毎月分配型）

| | | |
|------|---------------|---------------------------|
| 商品分類 | 単位型投信・追加型投信 | 追加型投信 |
| | 投資対象地域 | 海外 |
| | 投資対象資産(収益の源泉) | 債券 |
| 属性区分 | 投資対象資産 | その他資産（投資信託証券（債券 社債 低格付債）） |
| | 決算頻度 | 年12回（毎月） |
| | 投資対象地域 | アジア |
| | 投資形態 | ファンド・オブ・ファンズ |
| | 為替ヘッジ | 為替ヘッジなし |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド

- ・「海外」...目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「債券」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「債券 社債」...目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
- ・「低格付債」...目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
- ・「年12回(毎月)」...目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの
- ・「アジア」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジあり」...目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

〈日本円・コース〉

〈ブラジル・リアル・コース〉

〈アジア通貨・コース〉

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|-------------|--------|---------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 |
| 追加型投信 | 海外 | 債券 |
| | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

〈日本円・コース〉

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|--------------|-------------|------------------|---------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年2回 | 日本 | | |
| | 年4回 | 北米 | ファミリー ファンド | あり (フルヘッジ) |
| | 年6回 (隔月) | 欧州 | | |
| | 年12回 (毎月) | アジア | | |
| 不動産投信 | | オセアニア | | |
| その他資産 (投資信託証券) (債券 社債 低格付債) | 日々 | 中南米 | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| 資産複合 () | その他 () | アフリカ | | |
| 資産配分固定型 資産配分変更型 | | 中近東 (中東) | | |
| | | エマージング | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表

〈ブラジル・リアル・コース〉

〈アジア通貨・コース〉

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|--------------|-------------|------------------|-----------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年2回 | 日本 | | |
| 不動産投信 | 年4回 | 北米 | ファミリー ファンド | あり () |
| その他資産 (投資信託証券) (債券 社債 低格付債) | 年6回 (隔月) | 欧州 | | |
| 資産複合 () | 年12回 (毎月) | アジア | | |
| 資産配分固定型 資産配分変更型 | 日々 | オセアニア | | |
| | その他 () | 中南米 | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| | | アフリカ | | |
| | | 中近東 (中東) | | |
| | | エマージング | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

〈信託金の限度額〉

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて1,500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

〈ファンドの特色〉

1 アジアのハイ・イールド債券に投資します。

- アジアのハイ・イールド債券の運用は、フィデリティが行ないます。
- フィデリティ独自のグローバル・リサーチ・ネットワークを活用し、ボトム・アップ・アプローチを重視した運用を行ないます。

2 為替取引を活用します。

- 為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）が生じます。

3 為替取引の対象通貨が異なる3つのコースがあります。

- 各コースは、保有資産について為替取引を行ない、為替取引の対象通貨で実質的な運用を行ないます。

日本円・コース
米ドル売り／日本円買い



ブラジル・レアル・コース
米ドル売り／ブラジル・レアル買い



アジア通貨・コース
米ドル売り／アジア通貨買い



※アジア通貨とは、中国元、インド・ルピーおよびインドネシア・ルピアをいいます。
※3つのコースの間でスイッチング（乗換え）を行なうことができます。

4 毎月3日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

1

アジアのハイ・イールド債券に投資します。

- ビジネスの大半をアジアで営んでいるとフィデリティが判断する企業が発行する債券のうち、BB格相当以下※の債券（ハイ・イールド債券）に投資します。

※ムーディーズでBa1以下またはS&PでBB+以下もしくはフィッチでBB+以下。無格付けを含みます。

ハイ・イールド債券とは

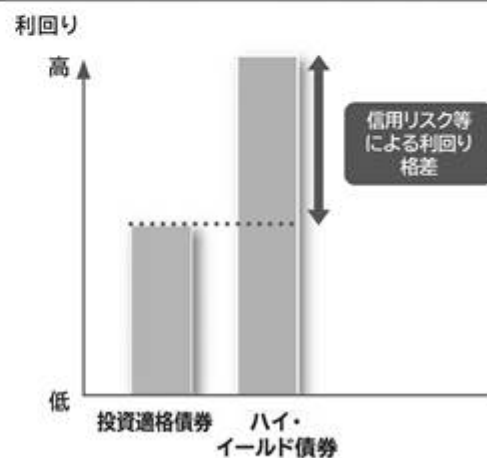
- ◆ 格付会社によってBB格相当以下に格付けされている社債のことです。
- ◆ 一般に、投資適格債券と比較して信用リスク(※)が高い反面、利回りが高いという特徴があります。
(※)発行体の財務内容の悪化等により、債券の元本、利息の支払いが滞ったり支払われなくなるリスクのこと。

信用リスクと債券の格付けについて

| 信用リスク | 格付け | | |
|--------------------|---------------|------------|---------------------|
| | ムーディーズ の場合 | S&P の場合 | フィッチ・レーティングス の場合 |
| ↑ 低い ↓ 高い | Aaa | AAA | AAA |
| | Aa | AA | AA |
| | A | A | A |
| | Baa | BBB | BBB |
| | Ba | BB | BB |
| | B | B | B |
| ↓ 高い | Caa | CCC | CCC |
| | Ca | CC | CC |
| | C | C | C |
| | D | D | D |

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ (Moody's) やスタンダード・アンド・プアーズ (S&P)、フィッチ・レーティングス (Fitch) といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

投資適格債券とハイ・イールド債券の利回り



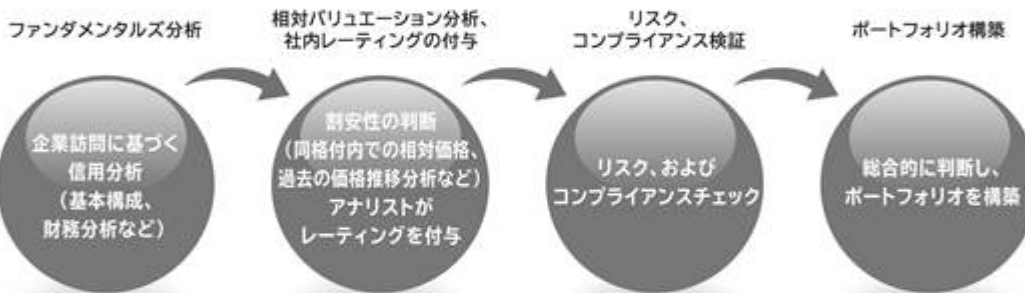
※上記はイメージであり、実際の利回りとは異なります。

●アジアのハイ・イールド債券の運用は、フィデリティ※が行ないます。

※FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドが運用を担当します。

フィデリティ独自のグローバル・リサーチ・ネットワークを活用し、ボトム・アップ・アプローチを重視した運用を行ないます。

フィデリティにおける運用について



フィデリティについて

FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドおよびフィデリティ投信株式会社は、FILリミテッドの実質的な子会社です。FILリミテッドは、資産運用業界におけるグローバル・リーダーとして、英国、欧州、中近東およびアジア太平洋地域を含む世界20以上の国や地域で、個人投資家や機関投資家に向け、幅広い資産運用サービスを提供しています。

2 為替取引を活用します。

- 為替取引を行なうことにより、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益) / コスト(金利差相当分の費用)が生じます。

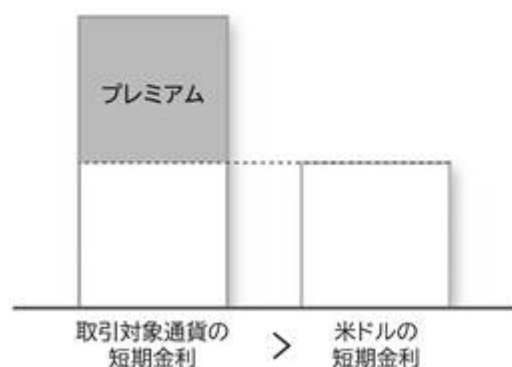
為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益) / コスト(金利差相当分の費用)について

- ◆ 為替取引の対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利よりも高い場合、「プレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。
- ◆ 為替取引の対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利よりも低い場合、「コスト(金利差相当分の費用)」が生じます。

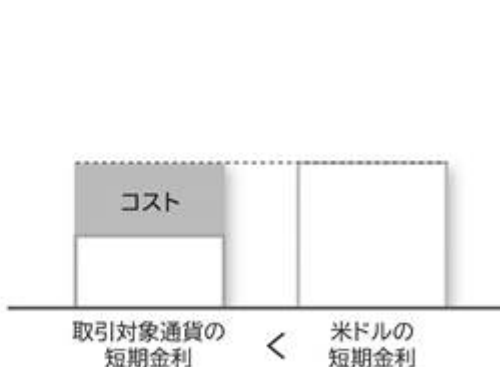
$$\text{プレミアム/コスト (金利差相当分の収益/費用)} = \text{取引対象通貨の短期金利} - \text{米ドルの短期金利}$$

◆ 日本円
 ◆ ブラジル・リアル
 ◆ アジア通貨

● プレミアムが期待できるケース



● コストが生じるケース



※上記はイメージであり、実際のプレミアム/コストとは異なります。

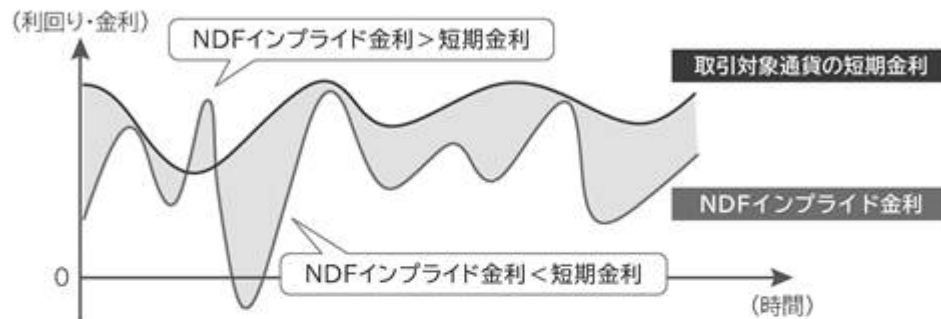
※上記は投資成果を示唆、保証するものではありません。

※取引対象通貨が新興国通貨の場合、為替取引を行なう際にNDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引を利用することがあります。NDF取引を用いて為替取引を行なう際、プレミアム/コストは、需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

NDF取引とは

- ◆ 取引対象通貨を用いた受け渡しは行わず、米ドル等の主要通貨による差金決済を相対で行なう取引です。
- ◆ NDF取引価格から算出される“NDFインプライド金利”は、市場の流動性が低く、割高や割安を是正する動き(裁定)が働きにくいことから、市場参加者の期待や需給などの要因により、取引対象通貨の短期金利の水準から大きく乖離する場合があります。

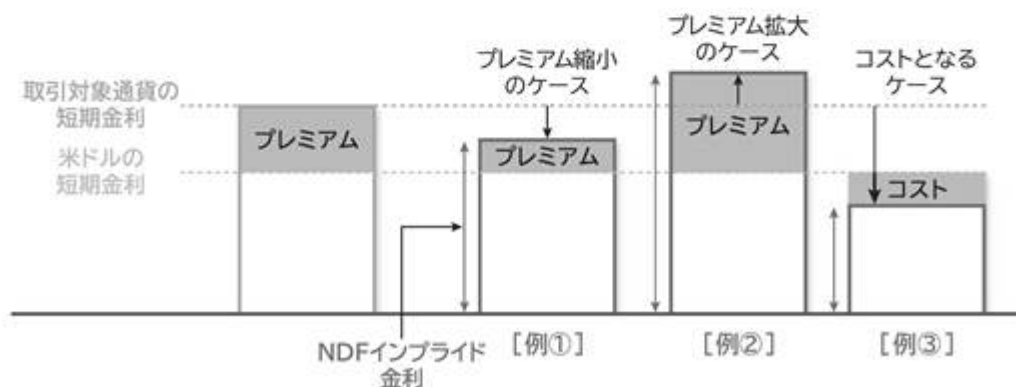
NDFインプライド金利と取引対象通貨の短期金利が乖離するイメージ



※上記はイメージであり、当ファンドのパフォーマンスとは異なります。

NDFインプライド金利の変動の影響

- ◆ 市場参加者の通貨上昇(下落)期待や需給などにより、NDFインプライド金利は低く(高く)なる可能性があります。NDFインプライド金利が取引対象通貨の短期金利より低く(高く)なると、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)が縮小【例①】(拡大【例②】)し、場合によっては為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)となるケース【例③】もあります。



※上記はイメージであり、実際のプレミアム/コストとは異なります。

※上記は投資成果を示唆、保証するものではありません。

3

為替取引の対象通貨が異なる3つのコースがあります。

- 各コースは、保有資産について為替取引を行ない、為替取引の対象通貨で実質的な運用を行ないます。

※投資対象とする外国投資信託において、ポートフォリオは、為替取引を活用し、実質的な米ドル建て資産の保有比率を高位に維持することを基本とします。

日本円・コース

原則、米ドル売り／日本円買いの為替ヘッジを行ないます。



為替変動リスクの低減を図ります。
ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

ブラジル・レアル・コース

原則、米ドル売り／ブラジル・レアル買いの為替取引を行ないます。



ブラジル・レアルの対円レートの 上昇（円安）／下落（円高） により、
為替差益／為替差損 が生じます。

アジア通貨・コース

原則、米ドル売り／アジア通貨買いの為替取引を行ないます。



アジア通貨の対円レートの 上昇（円安）／下落（円高） により、
為替差益／為替差損 が生じます。

※「アジア通貨・コース」では、中国元、インド・ルピー、インドネシア・ルピアに
おおむね均等で為替取引を行ないます。

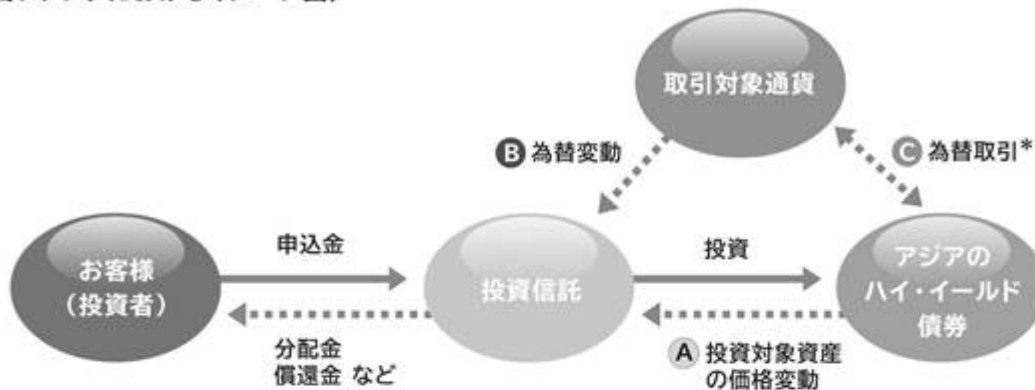
- 各ファンドは、通常の状態、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等
ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～3.の運用が行なわれないことがあります。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- ◆通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

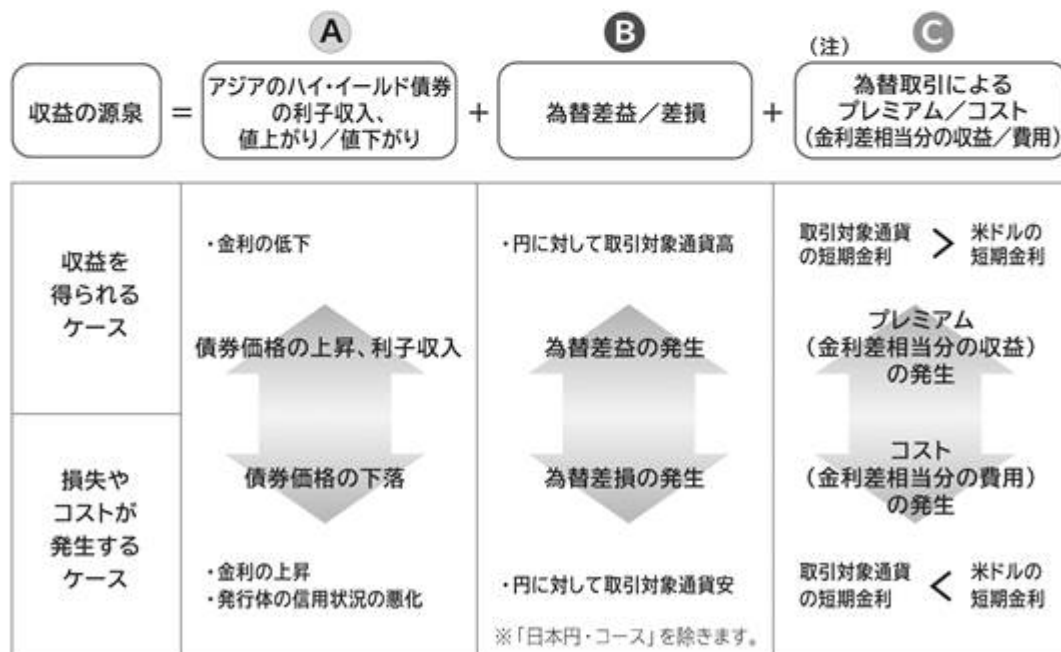
〈当ファンドにおけるイメージ図〉



*取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

- ◆当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

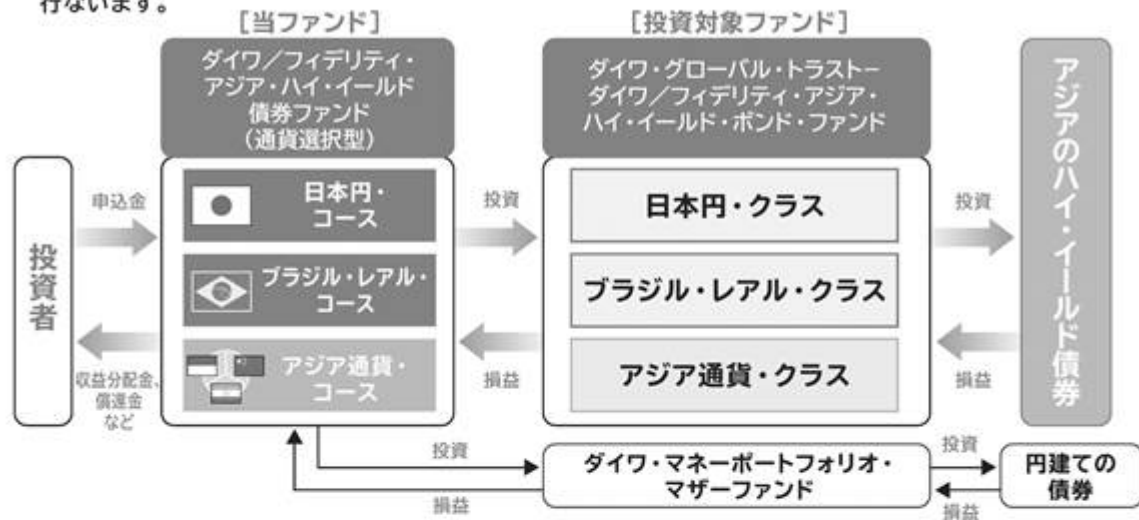


(注) 取引対象通貨が新興国通貨の場合、為替取引を行なう際にNDF取引を利用することがあります。
NDF取引を用いて為替取引を行なう際、プレミアム/コストは、需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

※上記はイメージであり、実際の投資成果を示唆、保証するものではありません。

ファンドの仕組み

- ◆ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ◆ 外国投資信託の受益証券を通じて、アジアのハイ・イールド債券に投資し、保有資産について為替取引を行いません。



※3つのコースの間でスイッチング（乗換え）を行なうことができます。

※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

4

毎月3日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、
収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。

【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益分配のイメージ



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

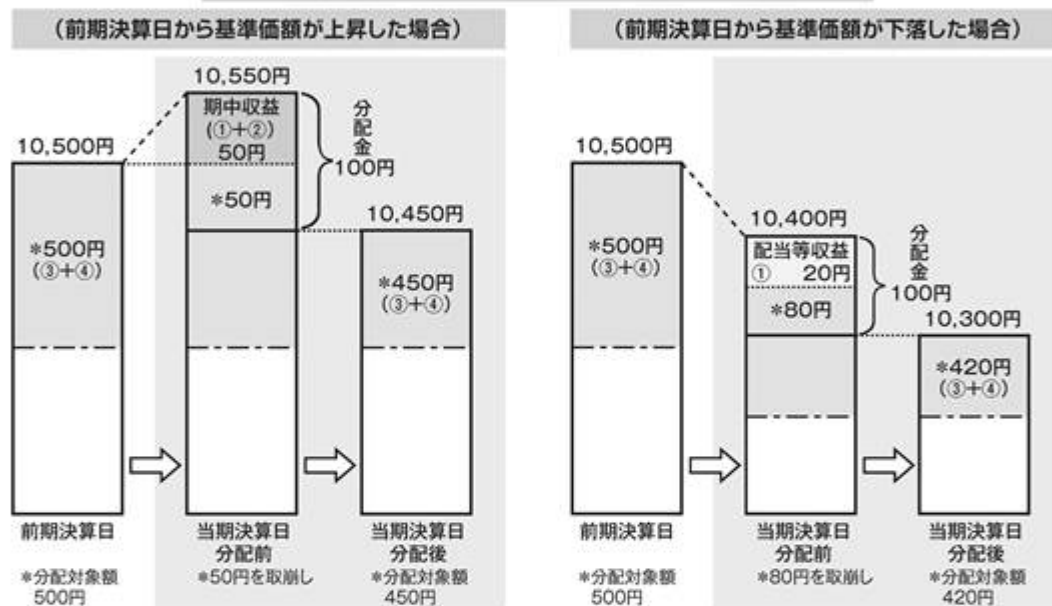
[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



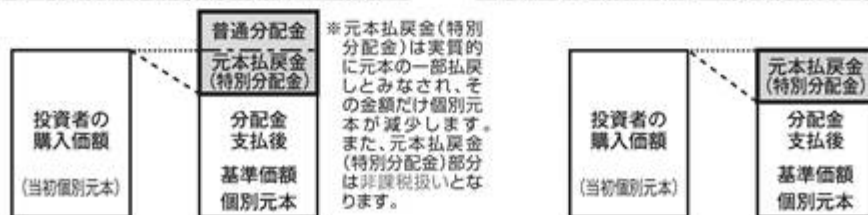
（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

< 投資対象ファンドの概要 >

ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 日本円・クラス」の受益証券（円建）について

ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド ブラジル・リアル・クラス」の受益証券（円建）について

ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド アジア通貨・クラス」の受益証券（円建）について

| | |
|---------|--|
| 形態/表示通貨 | ケイマン籍の外国投資信託/円建 |
| 運用の基本方針 | 主として、アジアのハイ・イールド債券に投資し、高水準の利息収益を確保するとともに、値上がり益の獲得をめざします。 |
| 主要投資対象 | アジアのハイ・イールド債券 |
| 運用方針 | <p>1.主として、アジアのハイ・イールド債券（ ）に投資し、高水準の利息収益を確保するとともに、値上がり益の獲得をめざします。</p> <p>当ファンドにおいて、アジアのハイ・イールド債券とは、ビジネスの大半をアジアで営んでいるとフィデリティが判断する企業が発行する債券のうち、BB格相当以下（ムーディーズでBa1以下またはS&PでBB+以下もしくはフィッチでBB+以下。無格付けを含みます。）の債券をいいます。</p> <p>2. 運用にあたっては、以下の点に留意します。</p> <p>(a)投資対象は、主にアジアのハイ・イールド債券とします。</p> <p>(b)フィデリティ独自のグローバル・リサーチ・ネットワークを活用し、ボトム・アップ・アプローチを重視した運用を行ないます。</p> <p>(c)デリバティブ取引についてはヘッジ目的に限定されず運用の効率化を図るため積極的に利用する場合があります。</p> <p>(d)ポートフォリオは、為替取引を活用し、実質的な米ドル建て資産の保有比率を高位に維持することを基本とします。ただし、為替市場の流動性および規制等から一部の通貨に対して為替取引を行なわない場合があります。</p> <p>3. 原則として、為替取引を活用して、各通貨クラスの対象通貨で実質的な運用を行ないます。</p> <p>日本円・クラス：米ドル売り/日本円買い ただし、一部の通貨建て資産については、為替ヘッジを行なわない場合があるため、為替変動リスクは完全には排除できません。</p> <p>ブラジル・リアル・クラス：米ドル売り/ブラジル・リアル買い ただし、一部の通貨建て資産については、為替取引を行なわない場合があるため、ブラジル・リアル以外の為替変動の影響を受けることがあります。</p> <p>アジア通貨・クラス：米ドル売り/アジア通貨買い 次の取引を3分の1程度ずつ行ないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米ドル売り/中国元買い ・米ドル売り/インド・ルピー買い ・米ドル売り/インドネシア・ルピア買い <p>ただし、一部の通貨建て資産については、為替取引を行なわない場合があるため、中国元、インド・ルピー、インドネシア・ルピア以外の為替変動の影響を受けることがあります。</p> <p>4. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p> |
| 設定日 | 2011年7月22日 |

| | |
|--------|---|
| 信託期間 | 無期限 |
| 決算日 | 12月の最終営業日 |
| 収益分配 | 原則として、毎月分配を行いません。 |
| 管理報酬等 | 純資産総額に対して年率0.72%程度 ただしその他、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。 |
| 申込手数料 | かかりません。 |
| 投資顧問会社 | FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド |

当ファンドにおけるアジアには、オセアニア・中東・ロシア等を含める場合があります。

「ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド」について

ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（所在地：英国 ロンドン）は、1987年にロンドンにおいて設立された会社で、大和証券投資信託委託株式会社の海外現地法人です。

債券（事業債やエマージング債券を含みます。）に投資するファンドや外貨MMFの運用などを行っています。

「FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド」については、「ファンドの特色」

1 「フィデリティについて」をご参照ください。

「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の受益証券について

| | |
|-----------|--|
| 形態 / 表示通貨 | 国内籍の証券投資信託 / 円建 |
| 運用の基本方針 | 安定した収益の確保をめざして安定運用を行いません。 |
| 主要投資対象 | 円建ての債券 |
| 投資態度 | 円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行いません。 円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。 |
| 設定日 | 平成21年 4月23日 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 決算日 | 毎年12月9日（休業日の場合翌営業日） |
| 信託報酬 | かかりません。 |
| 委託会社 | 大和証券投資信託委託株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |

(2) 【ファンドの沿革】

平成23年7月22日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

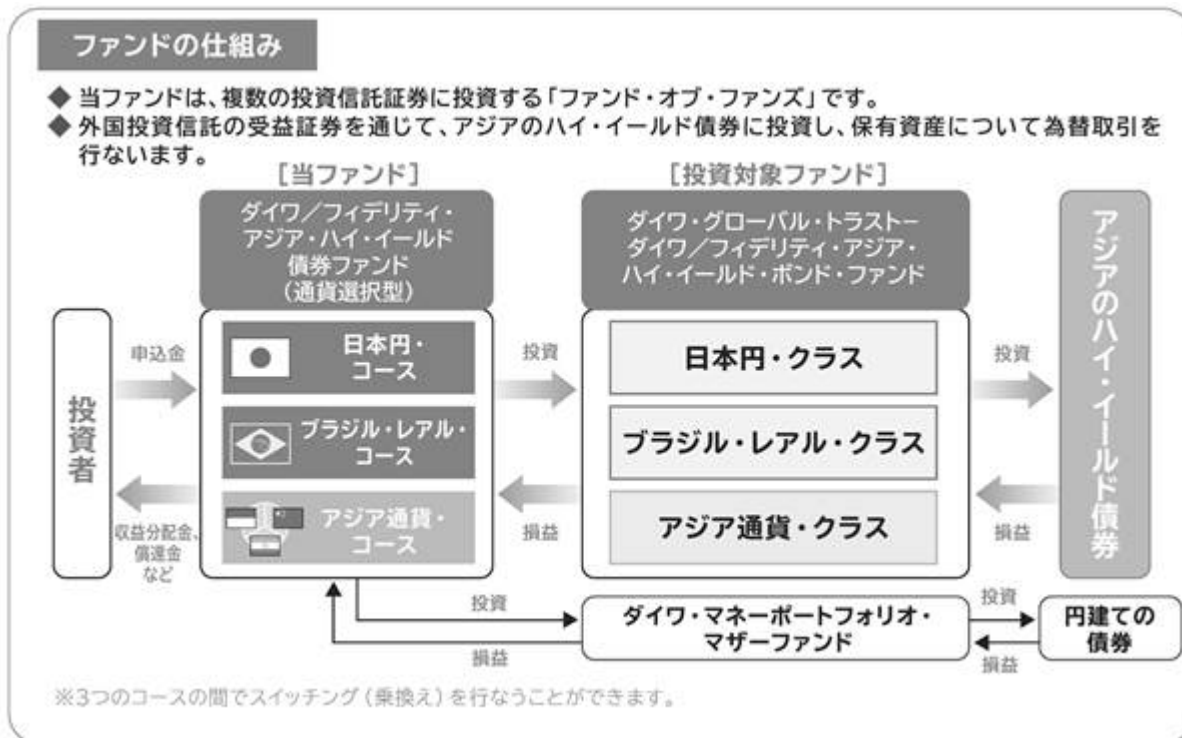
| | | |
|-------|---|--|
| 受益者 | お申込者 | |
| | 収益分配金（注）、償還金など お申込金（ 3） | |
| お取扱窓口 | 販売会社 | <p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1）に基づき、次の業務を行ないません。</p> <p>受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など</p> |
| 1 | 収益分配金、償還金など お申込金（ 3） | |
| 委託会社 | 大和証券投資信託委託株式会社 | <p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2）の委託者であり、次の業務を行ないません。</p> <p>受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など</p> |
| 運用指図 | 2 | 損益 信託金（ 3） |
| 受託会社 | 三菱UFJ 信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | <p>信託契約（ 2）の受託者であり、次の業務を行ないません。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など</p> |
| | 損益 投資 | |
| 投資対象 | 投資対象ファンドの受益証券 など | |

(注) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。



< 委託会社の概況（平成26年7月末日現在） >

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

・ 沿革

| | |
|-------------|--|
| 昭和34年12月12日 | 設立登記 |
| 昭和35年 2月17日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 |
| 昭和35年 4月 1日 | 営業開始 |
| 昭和60年11月 8日 | 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。 |
| 平成 7年 5月31日 | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。 |
| 平成 7年 9月14日 | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。 |
| 平成19年 9月30日 | 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号） |

・ 大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有 株式数 | 比率 |
|----|----|-----------|----|
| | | | |

| | | | |
|----------------|-------------------|-----------|--------|
| | | 株 | % |
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 2,608,525 | 100.00 |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<日本円・コース>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 日本円・クラス」(以下「アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(日本円・クラス)」)の受益証券(円建)
2. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドの受益証券

投資態度

イ. 主として、アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(日本円・クラス)の受益証券を通じて、アジアのハイ・イールド債券()に投資し、保有資産について為替ヘッジを行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

当ファンドにおいて、アジアのハイ・イールド債券とは、ビジネスの大半をアジアで営んでいるとフィデリティが判断する企業が発行する債券のうち、BB格相当以下(ムーディーズでBa1以下またはS&PでBB+以下もしくはフィッチでBB+以下。無格付けを含みます。)の債券をいいます。

ロ. 当ファンドは、アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(日本円・クラス)とダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態では、アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(日本円・クラス)への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ. アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(日本円・クラス)では、為替ヘッジを行ない、日本円で実質的な運用を行ないます。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<ブラジル・リアル・コース>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド ブラジル・リアル・クラス」(以下「アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(ブラジル・リアル・クラス)」)の受益証券(円建)
2. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドの受益証券

投資態度

イ.主として、アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(ブラジル・リアル・クラス)の受益証券を通じて、アジアのハイ・イールド債券()に投資し、保有資産について為替取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

当ファンドにおいて、アジアのハイ・イールド債券とは、ビジネスの大半をアジアで営んでいるとフィデリティが判断する企業が発行する債券のうち、BB格相当以下(ムーディーズでBa1以下またはS&PでBB+以下もしくはフィッチでBB+以下。無格付けを含みます。)の債券をいいます。

ロ.当ファンドは、アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(ブラジル・リアル・クラス)とダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(ブラジル・リアル・クラス)への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ.アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(ブラジル・リアル・クラス)では、為替取引を活用して、ブラジル・リアルで実質的な運用を行ないます。

ニ.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<アジア通貨・コース>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

- 1.ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト・ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド アジア通貨・クラス」(以下「アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(アジア通貨・クラス)」)といいます。)の受益証券(円建)
- 2.ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドの受益証券

投資態度

イ.主として、アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(アジア通貨・クラス)の受益証券を通じて、アジアのハイ・イールド債券()に投資し、保有資産について為替取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

当ファンドにおいて、アジアのハイ・イールド債券とは、ビジネスの大半をアジアで営んでいるとフィデリティが判断する企業が発行する債券のうち、BB格相当以下(ムーディーズでBa1以下またはS&PでBB+以下もしくはフィッチでBB+以下。無格付けを含みます。)の債券をいいます。

ロ.当ファンドは、アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(アジア通貨・クラス)とダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(アジア通貨・クラス)への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ.アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(アジア通貨・クラス)では、為替取引を活用して、アジア通貨(中国元、インド・ルピー、インドネシア・ルピアにおおむね均等)で実質的な運用を行ないます。

ニ.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

1. 日本円・コース

| | |
|------------|--|
| 投資先ファンドの名称 | ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 日本円・クラス |
| 選定の方針 | アジアのハイ・イールド債券に投資し、高水準の利息収益を確保するとともに、値上がり益の獲得をめざして運用を行なうファンドである。為替ヘッジを行ない、日本円で実質的な運用を行なう。 |

2. ブラジル・リアル・コース

| | |
|------------|---|
| 投資先ファンドの名称 | ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド ブラジル・リアル・クラス |
| 選定の方針 | アジアのハイ・イールド債券に投資し、高水準の利息収益を確保するとともに、値上がり益の獲得をめざして運用を行なうファンドである。為替取引を活用して、ブラジル・リアルで実質的な運用を行なう。 |

3. アジア通貨・コース

| | |
|------------|--|
| 投資先ファンドの名称 | ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド アジア通貨・クラス |
| 選定の方針 | アジアのハイ・イールド債券に投資し、高水準の利息収益を確保するとともに、値上がり益の獲得をめざして運用を行なうファンドである。為替取引を活用して、アジア通貨で実質的な運用を行なう。 |

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

<日本円・コース>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1.に掲げる親投資信託(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、次の2.に掲げる外国投資信託(以下「組入外国投資信託」といいます。)の受益証券、ならびに次の3. から5.までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 日本円・クラス」の受益証券(円建)
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<ブラジル・リアル・コース>

(日本円・コースと同規定)

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1.に掲げる親投資信託(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、次の2.に掲げる外国投資信託(以下「組入外国投資信託」といいます。)の受益証券、ならびに次の3. から5.までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド ブラジル・リアル・クラス」の受益証券(円建)
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

(日本円・コースと同規定)

<アジア通貨・コース>

(日本円・コースと同規定)

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1.に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2.に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3.から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド アジア通貨・クラス」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

(日本円・コースと同規定)

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

1. 日本円・コース

| | |
|------------|---|
| 投資先ファンドの名称 | ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 日本円・クラス |
| 運用の基本方針 | 主として、アジアのハイ・イールド債券に投資し、高水準の利息収益を確保するとともに、値上がり益の獲得をめざします。為替ヘッジを行ない、日本円で実質的な運用を行ないます。 |
| 主要な投資対象 | アジアのハイ・イールド債券 |
| 委託会社等の名称 | 投資顧問会社：FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド 投資顧問会社：ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド |

2. ブラジル・リアル・コース

| | |
|------------|--|
| 投資先ファンドの名称 | ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド ブラジル・リアル・クラス |
| 運用の基本方針 | 主として、アジアのハイ・イールド債券に投資し、高水準の利息収益を確保するとともに、値上がり益の獲得をめざします。為替取引を活用して、ブラジル・リアルで実質的な運用を行ないます。 |
| 主要な投資対象 | アジアのハイ・イールド債券 |
| 委託会社等の名称 | 投資顧問会社：FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド 投資顧問会社：ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド |

3. アジア通貨・コース

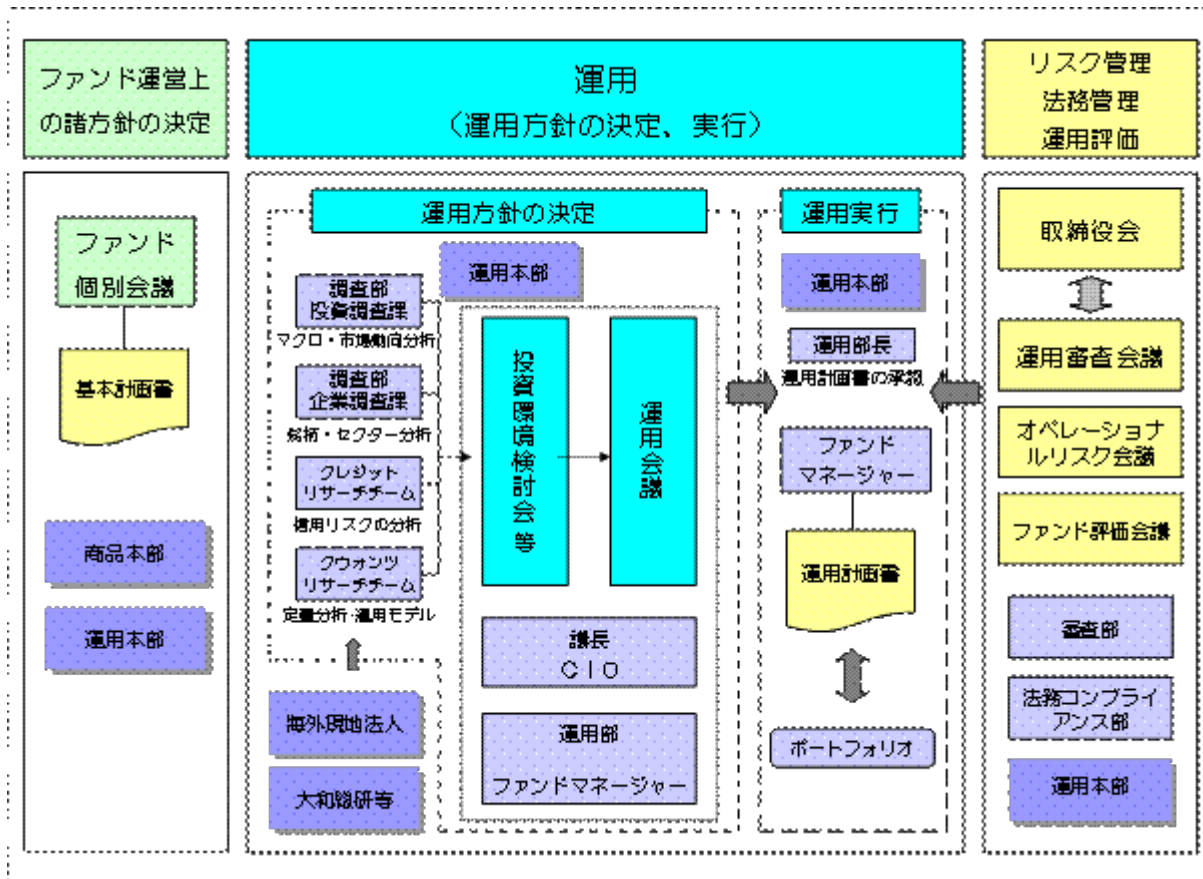
| | |
|------------|---|
| 投資先ファンドの名称 | ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド アジア通貨・クラス |
| 運用の基本方針 | 主として、アジアのハイ・イールド債券に投資し、高水準の利息収益を確保するとともに、値上がり益の獲得をめざします。為替取引を活用して、アジア通貨で実質的な運用を行ないます。 |
| 主要な投資対象 | アジアのハイ・イールド債券 |
| 委託会社等の名称 | 投資顧問会社：FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド 投資顧問会社：ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド |

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

八．基本的な運用方針の決定

CI0が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CI0(Chief Investment Officer) (1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CI0 (1～5名程度)

CI0を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー (1～5名程度)

CI0およびDeputy-CI0を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長 (各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成26年7月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

<各ファンド共通>

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1、第2および第3計算期末には、収益の分配は行ないません。なお、初回分配時には、当初設定日からの期間を勘案して分配を行なうことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

<各ファンド共通>

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参 考> 投資対象ファンドについて

1. アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（日本円・クラス）
2. アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（ブラジル・リアル・クラス）
3. アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（アジア通貨・クラス）

「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

4. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

ハイ・イールド債券は、投資適格債券に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。ハイ・イールド債券は、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

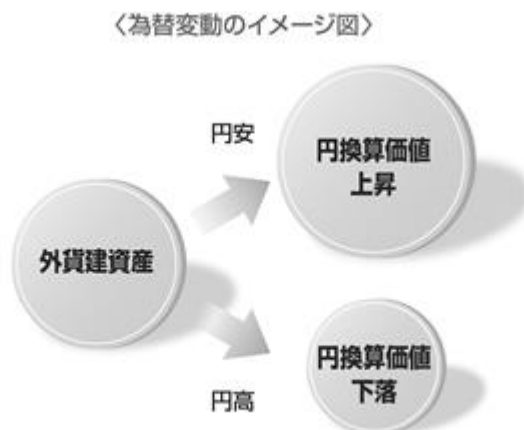
外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

（日本円・コース）

為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の金利が米ドルの金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。一部の通貨建て資産については、為替ヘッジを行わない場合があるため、為替変動リスクは完全には排除できません。

（ブラジル・リアル・コース、アジア通貨・コース）



※上記はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

取引対象通貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。新興国通貨の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

また、投資対象資産の通貨である米ドルの為替変動リスクを完全に排除することはできませんので、基準価額は日本円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

取引対象通貨の金利が米ドルの金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。一部の通貨建て資産に対しては、為替取引を行わない場合があるため、取引対象通貨以外の為替変動の影響を受けることがあります。

各ファンドの投資対象である外国投資信託において、NDF取引を用いて為替取引を行なう場合、コストは需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

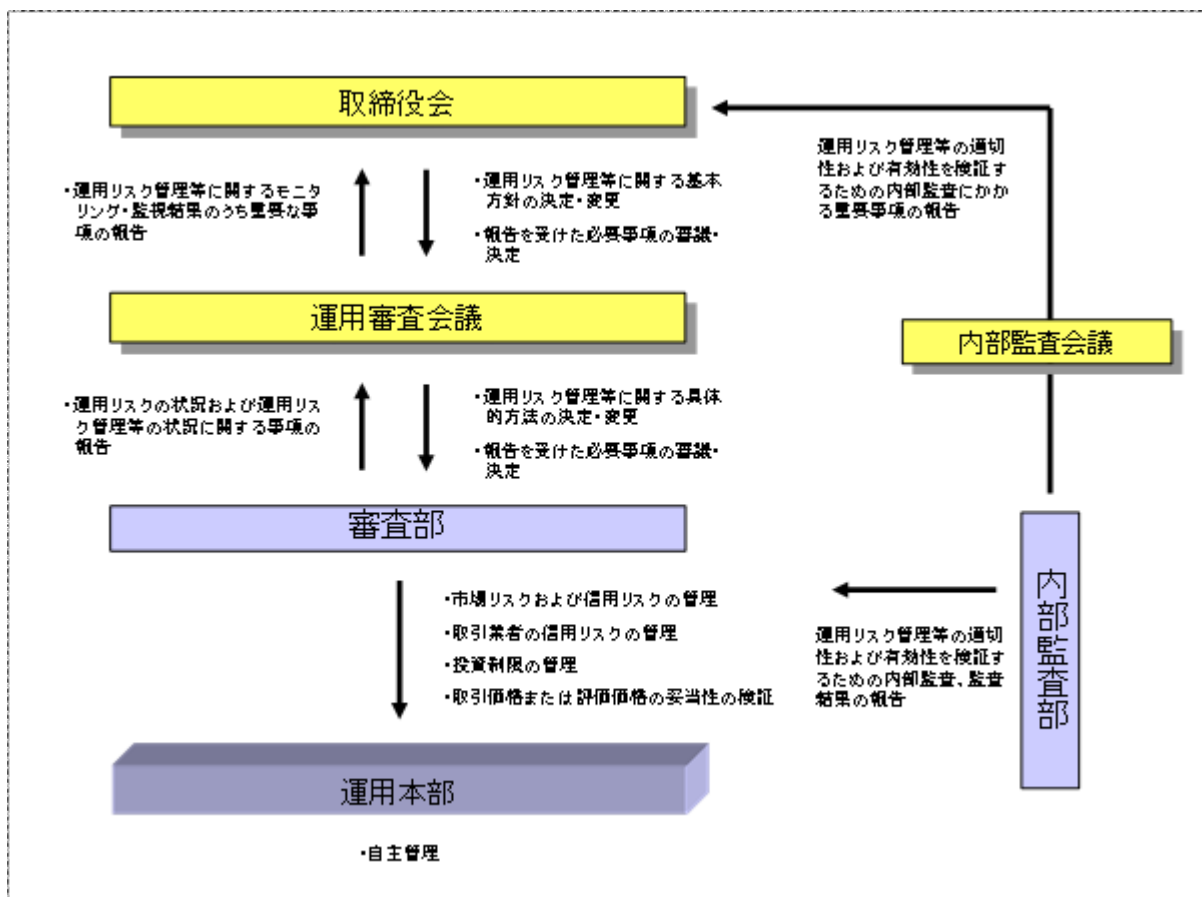
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.24%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）」を構成する各ファンドの受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって、他の構成ファンドの受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。なお、スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料を徴収している販売会社はありません。スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

（「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）」の構成）



申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.1664%（税抜1.08%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

| （ ）の信託財産の純資産総額の合計額が | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 500億円未満の場合 | 年率0.35% （税抜） | 年率0.70% （税抜） | 年率0.03% （税抜） |
| 500億円以上の場合 | 年率0.30% （税抜） | 年率0.75% （税抜） | |

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

（ ）「日本円・コース」、「ブラジル・リアル・コース」および「アジア通貨・コース」

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、販売会社に支払われます。

当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率1.8864%（税込）程度です。

ただし、投資対象ファンドの信託報酬等に下限金額が設定されているため、純資産総額によって、実質的な信託報酬率が年率1.8864%（税込）を上回ることがあります。

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< 投資対象ファンドより支弁する手数料等 >

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」の適用対象です。N I S Aをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（ ）上記は、平成26年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）】

(1) 【投資状況】（平成26年7月31日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 1,694,542,500 | 98.93 |
| 内 ケイマン諸島 | 1,694,542,500 | 98.93 |
| 親投資信託受益証券 | 1,003 | 0.00 |
| 内 日本 | 1,003 | 0.00 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 18,250,790 | 1.07 |
| 純資産総額 | 1,712,794,293 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成26年7月31日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|---|--|------------|-------------------|-----------------|------------------------|------------------------|-----------------|
| | | | | また は 額面金額 | | | |
| 1 | ASIA HIGH YIELD BOND FUND-JPY CLASS | ケイマン 諸島 | 投資信 託受益 証券 | 17,494,218.64 | 96.38 1,686,144,534 | 96.86 1,694,542,500 | 98.93 |
| 2 | ダイワ・マネーポートフォリオ・マ ザーファンド | 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 998 | 1.0053 1,003 | 1.0053 1,003 | 0.00 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 投資信託受益証券 | 98.93% |
| 親投資信託受益証券 | 0.00% |
| 合計 | 98.93% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 (分配落) (円) | 純資産総額 (分配付) (円) | 1口当たりの 純資産額 (分配落)(円) | 1口当たりの 純資産額 (分配付)(円) |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第1特定期間末 (平成24年1月4日) | 2,923,706,094 | 2,939,636,210 | 0.9177 | 0.9227 |
| 第2特定期間末 (平成24年7月3日) | 2,785,067,481 | 2,799,530,147 | 0.9628 | 0.9678 |
| 第3特定期間末 (平成25年1月4日) | 2,664,985,311 | 2,678,010,536 | 1.0230 | 1.0280 |
| 第4特定期間末 (平成25年7月3日) | 2,297,050,656 | 2,308,923,404 | 0.9674 | 0.9724 |
| 平成25年7月末日 | 2,274,593,229 | - | 0.9710 | - |
| 8月末日 | 2,237,651,364 | - | 0.9474 | - |
| 9月末日 | 2,206,659,612 | - | 0.9657 | - |
| 10月末日 | 2,169,190,342 | - | 0.9775 | - |
| 11月末日 | 2,100,618,586 | - | 0.9722 | - |
| 12月末日 | 2,057,791,591 | - | 0.9764 | - |
| 第5特定期間末 (平成26年1月6日) | 2,032,600,719 | 2,043,068,661 | 0.9709 | 0.9759 |
| 平成26年1月末日 | 2,005,521,814 | - | 0.9666 | - |
| 2月末日 | 1,921,844,935 | - | 0.9691 | - |
| 3月末日 | 1,880,307,206 | - | 0.9657 | - |
| 4月末日 | 1,728,138,226 | - | 0.9678 | - |
| 5月末日 | 1,710,036,629 | - | 0.9755 | - |
| 6月末日 | 1,734,359,672 | - | 0.9840 | - |

| | | | | |
|------------------------|---------------|---------------|--------|--------|
| 第6特定期間末 (平成26年7月3日) | 1,728,035,843 | 1,736,848,840 | 0.9804 | 0.9854 |
| 7月末日 | 1,712,794,293 | - | 0.9898 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たり分配金(円) |
|--------|-------------|
| 第1特定期間 | 0.0150 |
| 第2特定期間 | 0.0300 |
| 第3特定期間 | 0.0300 |
| 第4特定期間 | 0.0300 |
| 第5特定期間 | 0.0300 |
| 第6特定期間 | 0.0300 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|--------|--------|
| 第1特定期間 | 6.7 |
| 第2特定期間 | 8.2 |
| 第3特定期間 | 9.4 |
| 第4特定期間 | 2.5 |
| 第5特定期間 | 3.5 |
| 第6特定期間 | 4.1 |

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|--------|---------------|---------------|
| 第1特定期間 | 2,457,415,419 | 223,691,515 |
| 第2特定期間 | 1,038,760,172 | 1,332,250,223 |
| 第3特定期間 | 1,040,791,760 | 1,328,279,965 |
| 第4特定期間 | 349,874,548 | 580,369,875 |
| 第5特定期間 | 207,268,777 | 488,230,042 |
| 第6特定期間 | 154,571,567 | 485,560,593 |

(注) 当初設定数量は952,299,439口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

(1) 投資状況（平成26年7月31日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|-------------|---------|
| 国債証券 | 129,995,353 | 137.00 |
| 内 日本 | 129,995,353 | 137.00 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 35,108,046 | 37.00 |
| 純資産総額 | 94,887,307 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成26年7月31日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 また は 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 利率(%) 償還期限 (年/月/日) | 投資 比率 (%) |
|---|------------|----|------|--------------------------|---------------------|---------------------|--------------------------|-----------------|
| 1 | 449 国庫短期証券 | 日本 | 国債証券 | 40,000,000 | 99.99 39,999,670 | 99.99 39,999,670 | - 2014/08/04 | 42.15 |
| 2 | 469 国庫短期証券 | 日本 | 国債証券 | 40,000,000 | 99.99 39,996,760 | 99.99 39,996,760 | - 2014/11/04 | 42.15 |
| 3 | 450 国庫短期証券 | 日本 | 国債証券 | 30,000,000 | 99.99 29,999,460 | 99.99 29,999,460 | - 2014/08/11 | 31.62 |
| 4 | 452 国庫短期証券 | 日本 | 国債証券 | 10,000,000 | 99.99 9,999,773 | 99.99 9,999,773 | - 2014/08/18 | 10.54 |
| 5 | 454 国庫短期証券 | 日本 | 国債証券 | 10,000,000 | 99.99 9,999,690 | 99.99 9,999,690 | - 2014/08/25 | 10.54 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|---------|
| 国債証券 | 137.00% |
| 合計 | 137.00% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

ダイワノフィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）

2014年7月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 9,898円 |
| 純資産総額 | 17億円 |



基準価額の騰落率

| 期間 | ファンド |
|------|-------|
| 1カ月間 | 1.1% |
| 3カ月間 | 3.9% |
| 6カ月間 | 5.6% |
| 1年間 | 8.5% |
| 3年間 | 17.3% |
| 5年間 | - |
| 設定来 | 17.2% |

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 600円 設定来分配金合計額: 1,650円

| 決算期 | 第25期 | 第26期 | 第27期 | 第28期 | 第29期 | 第30期 | 第31期 | 第32期 | 第33期 | 第34期 | 第35期 | 第36期 |
|-----|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 13年8月 | 13年9月 | 13年10月 | 13年11月 | 13年12月 | 14年1月 | 14年2月 | 14年3月 | 14年4月 | 14年5月 | 14年6月 | 14年7月 |
| 分配金 | 50円 | 50円 | 50円 | 50円 | 50円 | 50円 | 50円 | 50円 | 50円 | 50円 | 50円 | 50円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

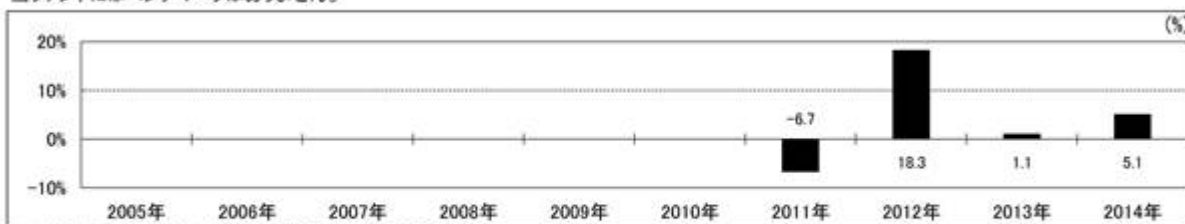
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 組入上位10ファンド | | |
|--|-------------------------------|-------|
| 運用会社名 | ファンド名 | 比率 |
| FILインベストメント・マネジメント(香港)・リミテッド/ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド | アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(日本円・クラス) | 98.9% |
| 大和証券投資信託委託 | ダイワ・マネー・ポート・フォリオ・マザー・ファンド | 0.0% |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | | 98.9% |

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



*ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

*2011年は設定日(7月22日)から年末、2014年は7月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）】

(1) 【投資状況】（平成26年7月31日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 22,502,189,817 | 98.54 |
| 内 ケイマン諸島 | 22,502,189,817 | 98.54 |
| 親投資信託受益証券 | 1,003 | 0.00 |
| 内 日本 | 1,003 | 0.00 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 332,516,482 | 1.46 |
| 純資産総額 | 22,834,707,302 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成26年7月31日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

| 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|--|------------|-------------------|-----------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| | | | また は 額面金額 | | | |
| 1 ASIA HIGH YIELD BOND FUND-BRL CLASS | ケイマン 諸島 | 投資信 託受益 証券 | 272,186,348.67 | 82.69 22,508,582,382 | 82.67 22,502,189,817 | 98.54 |
| 2 ダイワ・マネーポートフォリオ・ マザーファンド | 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 998 | 1.0053 1,003 | 1.0053 1,003 | 0.00 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 投資信託受益証券 | 98.54% |
| 親投資信託受益証券 | 0.00% |
| 合計 | 98.54% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 (分配落) (円) | 純資産総額 (分配付) (円) | 1口当たりの 純資産額 (分配落)(円) | 1口当たりの 純資産額 (分配付)(円) |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第1特定期間末 (平成24年1月4日) | 47,259,362,985 | 48,016,393,849 | 0.7491 | 0.7611 |
| 第2特定期間末 (平成24年7月3日) | 47,417,502,341 | 48,189,363,969 | 0.7372 | 0.7492 |
| 第3特定期間末 (平成25年1月4日) | 41,823,388,326 | 42,234,926,259 | 0.8130 | 0.8210 |
| 第4特定期間末 (平成25年7月3日) | 31,436,019,671 | 31,744,568,961 | 0.8151 | 0.8231 |
| 平成25年7月末日 | 28,877,915,821 | - | 0.7921 | - |
| 8月末日 | 26,015,248,884 | - | 0.7501 | - |
| 9月末日 | 26,801,549,900 | - | 0.7974 | - |
| 10月末日 | 27,135,760,895 | - | 0.8325 | - |
| 11月末日 | 25,740,569,206 | - | 0.8164 | - |
| 12月末日 | 25,428,765,913 | - | 0.8332 | - |

| | | | | |
|------------------------|----------------|----------------|--------|--------|
| 第5特定期間末 (平成26年1月6日) | 25,042,922,951 | 25,286,361,318 | 0.8230 | 0.8310 |
| 平成26年1月末日 | 23,572,618,576 | - | 0.7880 | - |
| 2月末日 | 23,596,420,916 | - | 0.8125 | - |
| 3月末日 | 23,540,711,288 | - | 0.8454 | - |
| 4月末日 | 23,167,978,919 | - | 0.8549 | - |
| 5月末日 | 22,981,211,177 | - | 0.8654 | - |
| 6月末日 | 23,060,598,896 | - | 0.8842 | - |
| 第6特定期間末 (平成26年7月3日) | 22,806,435,442 | 23,015,077,397 | 0.8745 | 0.8825 |
| 7月末日 | 22,834,707,302 | - | 0.8857 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たり分配金(円) |
|--------|-------------|
| 第1特定期間 | 0.0360 |
| 第2特定期間 | 0.0720 |
| 第3特定期間 | 0.0640 |
| 第4特定期間 | 0.0480 |
| 第5特定期間 | 0.0480 |
| 第6特定期間 | 0.0480 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|--------|--------|
| 第1特定期間 | 21.5 |
| 第2特定期間 | 8.0 |
| 第3特定期間 | 19.0 |
| 第4特定期間 | 6.2 |
| 第5特定期間 | 6.9 |
| 第6特定期間 | 12.1 |

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|--------|----------------|---------------|
| 第1特定期間 | 17,463,056,603 | 1,433,555,575 |
| 第2特定期間 | 5,615,347,102 | 4,379,450,144 |

| | | |
|--------|---------------|----------------|
| 第3特定期間 | 2,846,745,791 | 15,726,306,415 |
| 第4特定期間 | 1,685,934,776 | 14,559,515,217 |
| 第5特定期間 | 412,240,594 | 8,551,105,970 |
| 第6特定期間 | 198,511,646 | 4,548,063,092 |

(注) 当初設定数量は47,056,404,348口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

前記「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)日本円・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

(参考情報) 運用実績

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)ブラジル・リアル・コース(毎月分配型)

2014年7月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 8,857円 |
| 純資産総額 | 228億円 |

基準価額の騰落率

| 期間 | ファンド |
|------|-------|
| 1カ月間 | 1.1% |
| 3カ月間 | 6.5% |
| 6カ月間 | 19.0% |
| 1年間 | 25.8% |
| 3年間 | 33.6% |
| 5年間 | - |
| 設定来 | 31.0% |



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 960円 設定来分配金合計額: 3,160円

| 決算期 | 第25期 | 第26期 | 第27期 | 第28期 | 第29期 | 第30期 | 第31期 | 第32期 | 第33期 | 第34期 | 第35期 | 第36期 |
|-----|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 13年8月 | 13年9月 | 13年10月 | 13年11月 | 13年12月 | 14年1月 | 14年2月 | 14年3月 | 14年4月 | 14年5月 | 14年6月 | 14年7月 |
| 分配金 | 80円 | 80円 | 80円 | 80円 | 80円 | 80円 | 80円 | 80円 | 80円 | 80円 | 80円 | 80円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

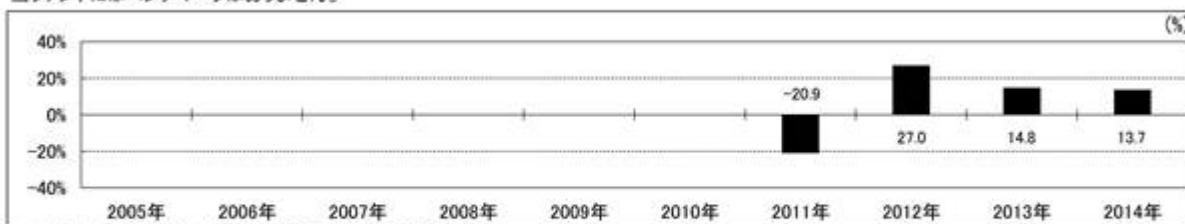
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 組入上位10ファンド | | |
|--|------------------------------------|-------|
| 運用会社名 | ファンド名 | 比率 |
| FILインベストメント・マネジメント(香港)・リミテッド/ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド | アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(ブラジル・リアル・クラス) | 98.5% |
| 大和証券投資信託委託 | ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド | 0.0% |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | | 98.5% |

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
 ・2011年は設定日（7月22日）から年末、2014年は7月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）アジア通貨・コース
（毎月分配型）】

(1) 【投資状況】（平成26年7月31日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 2,920,813,584 | 98.55 |
| 内 ケイマン諸島 | 2,920,813,584 | 98.55 |
| 親投資信託受益証券 | 1,003 | 0.00 |
| 内 日本 | 1,003 | 0.00 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 42,888,799 | 1.45 |
| 純資産総額 | 2,963,703,386 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成26年7月31日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|---|--|------------|-------------------|-----------------|------------------------|------------------------|-----------------|
| | | | | また は 額面金額 | | | |
| 1 | ASIA HIGH YIELD BOND FUND-ACC CLASS | ケイマン 諸島 | 投資信 託受益 証券 | 29,306,606.04 | 97.65 2,862,038,264 | 99.66 2,920,813,584 | 98.55 |
| 2 | ダイワ・マネーポートフォリオ・マ ザーファンド | 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 998 | 1.0053 1,003 | 1.0053 1,003 | 0.00 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 投資信託受益証券 | 98.55% |
| 親投資信託受益証券 | 0.00% |
| 合計 | 98.55% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 (分配落) (円) | 純資産総額 (分配付) (円) | 1口当たりの 純資産額 (分配落)(円) | 1口当たりの 純資産額 (分配付)(円) |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第1特定期間末 (平成24年1月4日) | 4,026,004,050 | 4,069,344,789 | 0.8360 | 0.8450 |
| 第2特定期間末 (平成24年7月3日) | 5,056,165,246 | 5,108,269,144 | 0.8734 | 0.8824 |
| 第3特定期間末 (平成25年1月4日) | 4,327,289,081 | 4,366,577,910 | 0.9913 | 1.0003 |
| 第4特定期間末 (平成25年7月3日) | 4,062,474,389 | 4,097,287,639 | 1.0502 | 1.0592 |
| 平成25年7月末日 | 3,704,013,373 | - | 1.0228 | - |
| 8月末日 | 3,323,515,643 | - | 0.9558 | - |
| 9月末日 | 3,316,912,467 | - | 0.9789 | - |
| 10月末日 | 3,356,129,470 | - | 1.0089 | - |
| 11月末日 | 3,351,190,544 | - | 1.0202 | - |

| | | | | |
|------------------------|---------------|---------------|--------|--------|
| 12月末日 | 3,414,077,111 | - | 1.0497 | - |
| 第5特定期間末 (平成26年1月6日) | 3,391,404,403 | 3,420,681,210 | 1.0426 | 1.0516 |
| 平成26年1月末日 | 3,198,476,142 | - | 1.0155 | - |
| 2月末日 | 3,108,095,220 | - | 1.0257 | - |
| 3月末日 | 3,008,754,888 | - | 1.0479 | - |
| 4月末日 | 2,974,618,266 | - | 1.0347 | - |
| 5月末日 | 2,939,897,687 | - | 1.0407 | - |
| 6月末日 | 2,902,452,506 | - | 1.0316 | - |
| 第6特定期間末 (平成26年7月3日) | 2,909,514,034 | 2,934,836,605 | 1.0341 | 1.0431 |
| 7月末日 | 2,963,703,386 | - | 1.0660 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たり分配金(円) |
|--------|-------------|
| 第1特定期間 | 0.0270 |
| 第2特定期間 | 0.0540 |
| 第3特定期間 | 0.0540 |
| 第4特定期間 | 0.0540 |
| 第5特定期間 | 0.0540 |
| 第6特定期間 | 0.0540 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|--------|--------|
| 第1特定期間 | 13.7 |
| 第2特定期間 | 10.9 |
| 第3特定期間 | 19.7 |
| 第4特定期間 | 11.4 |
| 第5特定期間 | 4.4 |
| 第6特定期間 | 4.4 |

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|--------|---------------|-------------|
| 第1特定期間 | 1,712,058,472 | 110,327,538 |

| | | |
|--------|---------------|---------------|
| 第2特定期間 | 2,448,758,555 | 1,475,074,163 |
| 第3特定期間 | 753,617,761 | 2,177,514,319 |
| 第4特定期間 | 1,045,961,947 | 1,543,248,546 |
| 第5特定期間 | 59,245,058 | 674,405,378 |
| 第6特定期間 | 89,120,309 | 528,479,904 |

(注) 当初設定数量は3,213,906,783口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

前記「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)日本円・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

(参考情報) 運用実績

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)アジア通貨・コース(毎月分配型)

2014年7月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 10,660円 |
| 純資産総額 | 29億円 |

基準価額の騰落率

| 期間 | ファンド |
|------|-------|
| 1カ月間 | 4.2% |
| 3カ月間 | 5.7% |
| 6カ月間 | 10.6% |
| 1年間 | 15.9% |
| 3年間 | 46.0% |
| 5年間 | - |
| 設定来 | 44.7% |



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 1,080円 設定来分配金合計額: 2,970円

| 決算期 | 第25期 13年8月 | 第26期 13年9月 | 第27期 13年10月 | 第28期 13年11月 | 第29期 13年12月 | 第30期 14年1月 | 第31期 14年2月 | 第32期 14年3月 | 第33期 14年4月 | 第34期 14年5月 | 第35期 14年6月 | 第36期 14年7月 |
|-----|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 分配金 | 90円 | 90円 | 90円 | 90円 | 90円 | 90円 | 90円 | 90円 | 90円 | 90円 | 90円 | 90円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

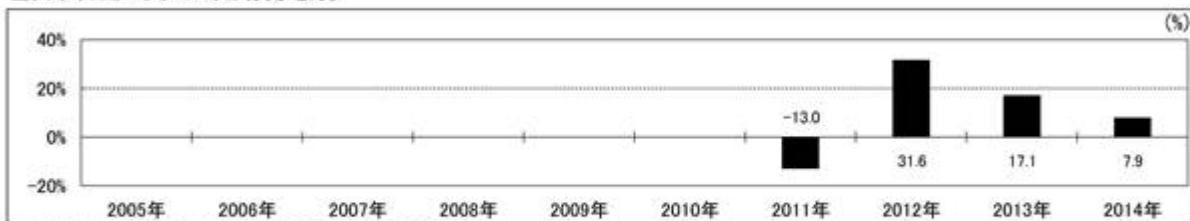
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 組入上位10ファンド | | |
|---|---------------------------------|-------|
| 運用会社名 | ファンド名 | 比率 |
| FILインベストメント・マネジメント(香港)・リミテッド/ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)・リミテッド | アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(アジア通貨・クラス) | 98.6% |
| 大和証券投資信託委託 | ダイワ・マネー・ポートフォリオ・マザー・ファンド | 0.0% |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | | 98.6% |

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2011年は設定日(7月22日)から年末、2014年は7月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ・およびロ・に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

イ．香港の銀行、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日（当ファンドの運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託会社が定める日に限り除きます。）

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までには受け付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までには受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ・およびロ・に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

イ・香港の銀行、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ・前イ・のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）」を構成する各ファンドの受益者が、当該ファンドの一部解約金の手取金をもって他の構成ファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他の構成ファンドの受益権の取得申込みの受け付けが中止された場合、委託会社は、当該一部解約請求の申込みの受け付けを中止することができます。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受け付けを中止することができます。一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成23年7月22日から平成28年7月1日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎月4日から翌月3日までとします。ただし、第1計算期間は、平成23年7月22日から平成23年8月3日までとし、最終計算期間は、平成28年6月4日から平成28年7月1日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

平成26年12月1日以降、上記5. は以下の内容に変更します。

5. 前3. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本 1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
2. 委託会社は、前1. の事項(前1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

平成26年12月1日以降、上記2. および4. は以下の内容に変更します。

2. 委託会社は、前1. の事項(前1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前 の3.または前 の2.に規定する書面に付記します。

平成26年12月1日以降、本 は適用されません。

運用報告書

委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を毎年1月および7月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

平成26年12月1日以降、以下の内容に変更します。

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を毎年1月および7月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、第1、第2および第3計算期間を除く決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

【ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成26年1月7日から平成26年7月3日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

| | 前 期 平成26年1月6日現在 | 当 期 平成26年7月3日現在 |
|-----------------|--------------------|--------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 27,945,851 | 20,147,486 |
| 投資信託受益証券 | 2,017,393,115 | 1,718,428,154 |
| 親投資信託受益証券 | 1,002 | 1,003 |
| 未収入金 | 13,609,999 | - |
| 流動資産合計 | 2,058,949,967 | 1,738,576,643 |
| 資産合計 | 2,058,949,967 | 1,738,576,643 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 10,467,942 | 8,812,997 |
| 未払解約金 | 13,605,169 | - |
| 未払受託者報酬 | 60,777 | 45,986 |
| 未払委託者報酬 | 2,127,367 | 1,609,795 |
| その他未払費用 | 87,993 | 72,022 |
| 流動負債合計 | 26,349,248 | 10,540,800 |
| 負債合計 | 26,349,248 | 10,540,800 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 2,093,588,495 | 1 1,762,599,469 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 2 60,987,776 | 2 34,563,626 |
| （分配準備積立金） | 93,418,204 | 76,617,506 |
| 元本等合計 | 2,032,600,719 | 1,728,035,843 |
| 純資産合計 | 2,032,600,719 | 1,728,035,843 |
| 負債純資産合計 | 2,058,949,967 | 1,738,576,643 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 自 至 | 前 期 平成25年7月4日 平成26年1月6日 | 自 至 | 当 期 平成26年1月7日 平成26年7月3日 |
|-------------------------|--------|----------------------------------|--------|----------------------------------|
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 80,867,105 | | 69,355,826 |
| 受取利息 | | 4,970 | | 4,441 |
| 有価証券売買等損益 | | 6,057,216 | | 12,120,215 |
| 営業収益合計 | | 86,929,291 | | 81,480,482 |
| 営業費用 | | | | |
| 受託者報酬 | | 352,341 | | 284,401 |
| 委託者報酬 | | 12,333,602 | | 9,955,362 |
| その他費用 | | 87,993 | | 72,022 |
| 営業費用合計 | | 12,773,936 | | 10,311,785 |
| 営業利益 | | 74,155,355 | | 71,168,697 |
| 経常利益 | | 74,155,355 | | 71,168,697 |
| 当期純利益 | | 74,155,355 | | 71,168,697 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | | 1,437,726 | | 671,573 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | 77,499,104 | | 60,987,776 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 18,821,351 | | 17,093,305 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 18,821,351 | | 17,093,305 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 8,058,686 | | 4,964,310 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 8,058,686 | | 4,964,310 |
| 分配金 | | 1 66,968,966 | | 1 56,201,969 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 60,987,776 | | 34,563,626 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 当 期 自 平成26年1月7日 至 平成26年7月3日 |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | <p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>特定期間末日</p> <p>平成26年1月3日、その翌日及びその翌々日が休日のため、前特定期間末日を平成26年1月6日としております。このため、当特定期間は178日となっております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 前 期 | 当 期 |
|-------------------------|--|--|
| | 平成26年1月6日現在 | 平成26年7月3日現在 |
| 1. 1 期首元本額 | 2,374,549,760円 | 2,093,588,495円 |
| 期中追加設定元本額 | 207,268,777円 | 154,571,567円 |
| 期中一部解約元本額 | 488,230,042円 | 485,560,593円 |
| 2. 特定期間末日における受益 権の総数 | 2,093,588,495口 | 1,762,599,469口 |
| 3. 2 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は60,987,776円でありま す。 | 貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は34,563,626円でありま す。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 前 期 | 当 期 |
|-----|----------------------------|----------------------------|
| | 自 平成25年7月4日 至 平成26年1月6日 | 自 平成26年1月7日 至 平成26年7月3日 |
| | | |

| | | |
|------------|---|--|
| 1 分配金の計算過程 | <p>（自平成25年7月4日 至平成25年8月5日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（10,612,250円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（75,440,650円）及び分配準備積立金（105,652,619円）より分配対象額は191,705,519円（1万口当たり834.87円）であり、うち11,481,161円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> | <p>（自平成26年1月7日 至平成26年2月3日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（11,182,661円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（75,334,445円）及び分配準備積立金（92,132,836円）より分配対象額は178,649,942円（1万口当たり861.07円）であり、うち10,373,709円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> |
|------------|---|--|

（自平成25年8月6日 至平成25年9月3日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（11,495,804円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（84,114,593円）及び分配準備積立金（100,324,119円）より分配対象額は195,934,516円（1万口当たり833.86円）であり、うち11,748,604円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自平成26年2月4日 至平成26年3月3日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（11,362,321円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（72,122,336円）及び分配準備積立金（88,731,477円）より分配対象額は172,216,134円（1万口当たり868.37円）であり、うち9,916,044円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自平成25年9月4日 至平成25年10月3日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（13,221,712円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（81,912,958円）及び分配準備積立金（97,202,930円）より分配対象額は192,337,600円（1万口当たり841.73円）であり、うち11,425,184円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自平成26年3月4日 至平成26年4月3日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（9,819,144円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（71,382,909円）及び分配準備積立金（83,555,115円）より分配対象額は164,757,168円（1万口当たり871.08円）であり、うち9,457,105円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自平成25年10月4日 至平成25年11月5日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（13,227,536円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（79,272,724円）及び分配準備積立金（95,589,859円）より分配対象額は188,090,119円（1万口当たり851.62円）であり、うち11,043,105円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自平成26年4月4日 至平成26年5月7日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（9,160,931円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（69,428,058円）及び分配準備積立金（76,602,135円）より分配対象額は155,191,124円（1万口当たり874.01円）であり、うち8,878,128円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自平成25年11月6日 至平成25年12月3日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（11,027,104円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（77,868,861円）及び分配準備積立金（95,340,844円）より分配対象額は184,236,809円（1万口当たり852.71円）であり、うち10,802,970円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自平成26年5月8日 至平成26年6月3日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（9,944,516円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（69,091,725円）及び分配準備積立金（75,397,466円）より分配対象額は154,433,707円（1万口当たり881.07円）であり、うち8,763,986円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

| | | |
|--|---|--|
| | <p>（自平成25年12月4日 至平成26年1月6日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（11,350,357円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（75,519,556円）及び分配準備積立金（92,535,789円）より分配対象額は179,405,702円（1万口当たり856.93円）であり、うち10,467,942円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> | <p>（自平成26年6月4日 至平成26年7月3日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（9,515,539円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（70,569,644円）及び分配準備積立金（75,914,964円）より分配対象額は156,000,147円（1万口当たり885.06円）であり、うち8,812,997円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> |
|--|---|--|

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 当 期 自 平成26年1月7日 至 平成26年7月3日 |
|-----------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |

| | |
|--------------------------------|--|
| 2. 金融商品の内容及びリスク | <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。</p> <p>なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。</p> <p>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。</p> |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。</p> |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明 | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p> |

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 当 期 平成26年7月3日現在 |
|------------------------------|---|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | <p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> |

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種 類 | 前 期 | 当 期 |
|-----------|----------------------------|----------------------------|
| | 平成26年1月6日現在 | 平成26年7月3日現在 |
| | 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 投資信託受益証券 | 6,433,655 | 14,826,134 |
| 親投資信託受益証券 | 0 | 0 |
| 合計 | 6,433,655 | 14,826,134 |

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 前 期 | 当 期 |
|-------------|-------------|
| 平成26年1月6日現在 | 平成26年7月3日現在 |
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| 当 期 |
|---|
| 自 平成26年1月7日 |
| 至 平成26年7月3日 |
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 |

（1口当たり情報）

| | 前 期 平成26年1月6日現在 | 当 期 平成26年7月3日現在 |
|---------------------------|---------------------|---------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.9709円 (9,709円) | 0.9804円 (9,804円) |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 (円) | 備考 |
|--------------|----------------------------|----------------|---------------|----|
| 投資信託受益証券 | ASIA HY BOND FUND JPY | 17,829,162.350 | 1,718,428,154 | |
| 投資信託受益証券 合計 | | | 1,718,428,154 | |
| 親投資信託受益証券 | ダイワ・マネーポートフォリオ・マ ザーファンド | 998 | 1,003 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | 1,003 | |
| 合計 | | | 1,718,429,157 | |

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 日本円・クラス」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 日本円・クラス」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ダイワ・グローバル・トラスト -

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボ ンド・ファンド

(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表

2013年12月30日

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボ ンド・ファンド

(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

貸借対照表

2013年12月30日

(米ドル建て)

資産

| | | |
|-------------------------|----|--------------------|
| 投資、時価 (費用310,685,246ドル) | ドル | 304,890,535 |
| 外国通貨、時価 (費用803,959ドル) | | 804,000 |
| 為替先渡契約による評価益 | | 211,822 |
| 未収: | | |
| 売却済み証券 | | 1,150,926 |
| 利子 | | 6,820,093 |
| その他資産 | | 25,242 |
| 資産合計 | | 313,902,618 |

負債

| | |
|--------------|------------------|
| 為替先渡契約による評価損 | 174,996 |
| 未払い: | |
| 償還済みの受益証券 | 1,462,798 |
| 投資運用報酬 | 161,669 |
| 会計及び管理報酬 | 54,100 |
| 保管報酬 | 52,177 |
| 為替仲介業者報酬 | 52,111 |
| 専門家報酬 | 44,908 |
| 為替運用報酬 | 24,640 |
| 名義書き換え代理報酬 | 10,511 |
| 受託会社報酬 | 8,517 |
| 負債合計 | 2,046,427 |

純資産

| | | |
|---------------------|----|-------------|
| | ドル | 311,856,191 |
| クラスA - 日本円・クラス | ドル | 19,197,652 |
| クラスB - ブラジル・リアル・クラス | | 236,853,359 |
| クラスC - アジア通貨・クラス | | 32,037,891 |
| クラスD - 米ドル・クラス | | 23,767,289 |
| | ドル | 311,856,191 |

発行済み受益証券数

| | |
|---------------------|-------------|
| クラスA - 日本円・クラス | 21,103,542 |
| クラスB - ブラジル・リアル・クラス | 311,541,176 |
| クラスC - アジア通貨・クラス | 33,654,205 |
| クラスD - 米ドル・クラス | 194,065 |

1口当たりの純資産

| | | |
|---------------------|----|--------|
| クラスA - 日本円・クラス | ドル | 0.91 |
| クラスB - ブラジル・リアル・クラス | ドル | 0.76 |
| クラスC - アジア通貨・クラス | ドル | 0.95 |
| クラスD - 米ドル・クラス | ドル | 122.47 |

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

**ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)****損益計算書****2013年12月30日に終了した会計年度****(米ドル建て)****投資収益**

| | | |
|---------------|----|-------------------|
| 利息収入 | ドル | 32,806,979 |
| その他の収益 | | 183,511 |
| 投資収益合計 | | 32,990,490 |

費用

| | | |
|------------|--|-----------|
| 投資運用報酬 | | 2,593,573 |
| 会計および管理報酬 | | 255,895 |
| 保管報酬 | | 212,825 |
| 為替運用報酬 | | 133,987 |
| 為替仲介業者報酬 | | 80,767 |
| 名義書き換え代理報酬 | | 52,766 |

77/183

| | |
|-------------------------------|------------------------|
| 専門家報酬 | 50,426 |
| 受託会社報酬 | 40,572 |
| その他費用 | 8,992 |
| 費用合計 | 3,429,803 |
| 純投資収益 | 29,560,687 |
| 実現益および評価益 (実現損および評価損): | |
| 実現益 (損): | |
| 有価証券への投資 | 12,695,973 |
| 為替取引および為替先渡契約 | (20,556,455) |
| 純実現損 | (7,860,482) |
| 評価益 (損)の純変動: | |
| 有価証券への投資 | (32,207,458) |
| 為替換算および為替先渡契約 | (11,808,302) |
| 評価損の純変動 | (44,015,760) |
| 実現損および評価損 | (51,876,242) |
| 業務活動の結果生じた純資産の純減 | ドル (22,315,555) |

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)
純資産変動計算書

2013年12月30日に終了した会計年度

(米ドル建て)

業務活動の結果生じた純資産の増加(減少)

| | | |
|--------------------------|----|---------------------|
| 純投資収益 | ドル | 29,560,687 |
| 純実現損 | | (7,860,482) |
| 評価損の純変動 | | (44,015,760) |
| 業務活動の結果生じた純資産の純減 | | (22,315,555) |
| 受益者への分配金 | | (55,409,936) |
| 当ファンドの受益証券取引の結果生じた純資産の純減 | | (194,049,400) |
| 純資産の純減 | | (271,774,891) |
| 純資産 | | |
| 期首 | | 583,631,082 |
| 期末 | ドル | 311,856,191 |

クラスB - ブラジル・

クラスA - 日本円・クラス

レアル・クラス

クラスC - アジア通貨・クラス

クラスD - 米ドル・クラス

当ファンドの受益証券取引

口数

| | | | | |
|------------------|--------------------|----------------------|--------------------|-----------------|
| 発行 | 4,933,797 | 5,860,104 | 9,144,202 | 120,216 |
| 分配金の再投資 | 1,652,053 | 56,894,861 | 4,885,634 | - |
| 買戻し償還 | (11,261,102) | (264,007,410) | (23,970,889) | (137,220) |
| ネットの口数の変動 | (4,675,252) | (201,252,445) | (9,941,053) | (17,004) |

| | | | | | | | | |
|----------------------------------|----|--------------|----|---------------|----|--------------|----|--------------|
| 金額 | | | | | | | | |
| 発行 | ドル | 5,090,531 | ドル | 5,483,933 | ドル | 10,257,819 | ドル | 14,513,775 |
| 分配金の再投資 | | 1,647,342 | | 48,728,950 | | 5,033,644 | | - |
| 買戻し償還 | | (11,257,562) | | (231,574,150) | | (25,513,792) | | (16,459,890) |
| 当ファンドの受益証券取引の 結果生じた純減 | ドル | (4,519,689) | ドル | (177,361,267) | ドル | (10,222,329) | ドル | (1,946,115) |

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務ハイライト

2013年12月30日に終了した会計年度

(米ドル建て)

| | クラスB-ブラジル・ | | | |
|------------------------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| | クラスA-日本円・クラス | リアル・クラス | クラスC-アジア通貨・クラス | クラスD-米ドル・クラス |
| 純資産、期首 | ドル 1.17 | ドル 0.94 | ドル 1.12 | ドル 119.43 |
| 純投資収益* | 0.07 | 0.06 | 0.07 | 8.33 |
| 純実現益および評価益 (実減損および評価損) | (0.26) | (0.12) | (0.11) | (5.29) |
| 投資活動からの総収益 (損失) | (0.19) | (0.06) | (0.04) | 3.04 |
| 受益者への分配金 | (0.07) | (0.12) | (0.13) | - |
| 純資産、期末 | ドル 0.91 | ドル 0.76 | ドル 0.95 | ドル 122.47 |
| 総利回り | -16.68% | -6.41% | -3.33% | 2.55% |

平均純資産に対する比率:

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総費用 | 0.97% | 0.78% | 0.79% | 0.75% |
| 純投資収益 | 6.70% | 6.84% | 6.87% | 6.94% |

*当該年度の平均発行済み受益証券数に基づいて計算。

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

投資明細表

2013年12月30日

| 元本金額 | 有価証券の明細 | 公正価値 |
|-------------|-------------------------|------------|
| | 債券 (97.4%) | |
| | オーストラリア (0.2%) | |
| | 転換社債 (0.2%) | |
| | Paladin Energy, Ltd. | |
| USD 800,000 | 6.00% due 04/30/17 | ドル 576,000 |
| | 転換社債計 | 576,000 |
| | オーストラリア計 (費用 694,538ドル) | 576,000 |

中国 (35.2%)

社債 (35.2%)

Agile Property Holdings, Ltd.

| | | | |
|-----|-----------|-----------------------------------|-----------|
| USD | 2,700,000 | 8.88% due 04/28/17 ^(a) | 2,841,750 |
|-----|-----------|-----------------------------------|-----------|

| | | | |
|-----|---------|--------------------|---------|
| USD | 300,000 | 9.88% due 03/20/17 | 331,875 |
|-----|---------|--------------------|---------|

| | | | |
|-----|-----------|------------------------------------|-----------|
| USD | 1,000,000 | 10.00% due 11/14/16 ^(a) | 1,052,500 |
|-----|-----------|------------------------------------|-----------|

Anton Oilfield Services Group

| | | | |
|-----|-----------|-----------------------------------|-----------|
| USD | 1,300,000 | 7.50% due 11/06/18 ^(a) | 1,355,250 |
|-----|-----------|-----------------------------------|-----------|

Big Will Investments, Ltd.

| | | | |
|-----|-----------|---------------------|-----------|
| USD | 1,100,000 | 10.88% due 04/29/16 | 1,223,750 |
|-----|-----------|---------------------|-----------|

Caifu Holdings, Ltd.

| | | | |
|-----|-----------|-----------------------------------|-----------|
| USD | 2,350,000 | 8.75% due 01/24/20 ^(a) | 2,355,875 |
|-----|-----------|-----------------------------------|-----------|

Central China Real Estate, Ltd.

| | | | |
|-----|---------|-----------------------------------|---------|
| USD | 800,000 | 6.50% due 06/04/18 ^(a) | 784,535 |
|-----|---------|-----------------------------------|---------|

| | | | |
|-----|-----------|-----------------------------------|-----------|
| USD | 1,000,000 | 8.00% due 01/28/20 ^(a) | 1,000,000 |
|-----|-----------|-----------------------------------|-----------|

China Automation Group, Ltd.

| | | | |
|-----|-----------|---|-----------|
| USD | 2,100,000 | 7.75% due 04/20/16 ^(a) | 2,115,750 |
| | | China Lesso Group Holdings, Ltd. | |
| USD | 2,000,000 | 7.88% due 05/13/16 ^(a) | 2,094,707 |
| | | China Oriental Group Co., Ltd. | |
| USD | 3,800,000 | 8.00% due 08/18/15 | 3,870,300 |
| | | China Properties Group, Ltd. | |
| USD | 1,200,000 | 13.50% due 10/16/18 ^(a) | 1,236,000 |
| | | China Resources Power East Foundation Co., Ltd. | |
| USD | 5,500,000 | 7.25% due 05/09/49 (a)(b) ^(c) | 5,732,738 |
| | | China SCE Property Holdings, Ltd. | |
| CNY | 2,300,000 | 10.50% due 01/14/16 ^(a) | 397,393 |
| USD | 2,300,000 | 11.50% due 11/14/17 ^(a) | 2,541,500 |
| | | China Shanshui Cement Group, Ltd. | |
| USD | 3,400,000 | 8.50% due 05/25/16 ^(a) | 3,544,500 |
| USD | 2,300,000 | 10.50% due 04/27/17 ^(a) | 2,501,250 |
| | | CIFI Holdings Group Co., Ltd. | |

| | | | |
|-----|-----------|--|-----------|
| USD | 1,600,000 | 12.25% due 04/15/18 ^(a) | 1,808,000 |
| | | Country Garden Holdings Co., Ltd. | |
| USD | 1,000,000 | 7.25% due 04/04/21 ^(a) | 990,081 |
| USD | 500,000 | 7.50% due 01/10/23 ^(a) | 478,750 |
| USD | 900,000 | 10.50% due 08/11/15 | 985,500 |
| USD | 1,400,000 | 11.25% due 04/22/17 ^(a) | 1,503,250 |
| | | Evergrande Real Estate Group, Ltd. | |
| CNH | 5,000,000 | 7.50% due 01/19/14 | 824,263 |
| CNH | 4,200,000 | 9.25% due 01/19/16 | 712,490 |
| USD | 5,400,000 | 13.00% due 01/27/15 | 5,778,000 |
| | | Fantasia Holdings Group Co., Ltd. | |
| USD | 800,000 | 10.75% due 01/22/20 ^(a) | 804,000 |
| USD | 1,500,000 | 13.75% due 09/27/17 | 1,683,750 |
| | | Franshion Investment, Ltd. | |
| USD | 1,700,000 | 4.70% due 10/26/17 | 1,725,500 |
| | | Future Land Development Holdings, Ltd. | |

| | | | | |
|-----|-----------|------------------------------------|--|-----------|
| CNH | 8,000,000 | 9.75% due 04/23/16 | | 1,315,343 |
| USD | 900,000 | 10.25% due 01/31/18 ^(a) | | 900,998 |
| | | Glorious Property Holdings, Ltd. | | |
| USD | 1,200,000 | 13.25% due 03/04/18 ^(a) | | 1,005,000 |
| | | Greenland Hong Kong Holdings, Ltd. | | |
| USD | 1,500,000 | 4.75% due 10/18/16 | | 1,507,500 |

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)
投資明細表
2013年12月30日

| <u>元本金額</u> | <u>有価証券の明細</u> | <u>公正価値</u> |
|-------------|---|-------------|
| | 債券 (97.4%) (続き) | |
| | 中国 (35.2%) (続き) | |
| | 社債 (35.2%) (続き) | |
| | Greentown China Holdings, Ltd. | |
| USD | 700,000 8.00% due 03/24/19 ^(a) | ドル 714,000 |
| USD | 4,000,000 8.50% due 02/04/18 ^(a) | 4,200,000 |

| | | | |
|-----|-----------|---|-----------|
| | | Hidili Industry International Development, Ltd. | |
| USD | 2,100,000 | 8.63% due 11/04/15 ^(a) | 1,596,000 |
| | | Hopson Development Holdings, Ltd. | |
| USD | 1,000,000 | 11.75% due 01/21/16 ^(a) | 1,055,000 |
| | | Kaisa Group Holdings, Ltd. | |
| CNH | 7,000,000 | 6.88% due 04/22/16 | 1,153,748 |
| USD | 2,900,000 | 8.88% due 03/19/18 ^(a) | 2,961,616 |
| USD | 800,000 | 10.25% due 01/08/20 ^(a) | 818,000 |
| USD | 1,000,000 | 12.88% due 09/18/17 ^(a) | 1,142,500 |
| | | KWG Property Holding, Ltd. | |
| USD | 1,400,000 | 12.50% due 08/18/17 ^(a) | 1,547,000 |
| | | Longfor Properties Co., Ltd. | |
| USD | 400,000 | 6.75% due 01/29/23 ^(a) | 367,436 |
| USD | 3,500,000 | 6.88% due 10/18/19 ^(a) | 3,640,000 |
| | | Lonking Holdings, Ltd. | |

| | | | |
|-----|-----------|-------------------------------------|-----------|
| USD | 300,000 | 8.50% due 06/03/16 ^(a) | 313,725 |
| | | Modern Land China Co., Ltd. | |
| USD | 500,000 | 13.88% due 11/04/18 ^(a) | 508,150 |
| | | Parkson Retail Group, Ltd. | |
| USD | 5,600,000 | 4.50% due 05/03/18 | 5,180,000 |
| | | Renhe Commercial Holdings Co., Ltd. | |
| USD | 2,100,000 | 11.75% due 05/18/15 ^(a) | 1,464,750 |
| USD | 2,400,000 | 13.00% due 03/10/16 | 1,578,000 |
| | | SOHO China, Ltd. | |
| USD | 700,000 | 7.13% due 11/07/22 ^(a) | 670,250 |
| | | Sparkle Assets, Ltd. | |
| USD | 2,800,000 | 6.88% due 01/30/20 ^(a) | 2,687,980 |
| | | Studio City Finance, Ltd. | |
| USD | 3,200,000 | 8.50% due 12/01/20 ^(a) | 3,552,000 |
| | | Sunac China Holdings, Ltd. | |
| USD | 1,200,000 | 9.38% due 04/05/18 ^(a) | 1,233,000 |
| USD | 1,100,000 | 12.50% due 10/16/17 ^(a) | 1,240,250 |

| | | | |
|-----|-----------|------------------------------------|--------------------|
| | | Texhong Textile Group, Ltd. | |
| USD | 1,600,000 | 6.50% due 01/18/19 ^(a) | 1,638,000 |
| USD | 1,800,000 | 7.63% due 01/19/16 | 1,916,947 |
| | | West China Cement, Ltd. | |
| USD | 2,900,000 | 7.50% due 01/25/16 ^(a) | 2,987,000 |
| | | Winsway Coking Coal Holdings, Ltd. | |
| USD | 2,650,000 | 8.50% due 04/08/16 ^(a) | 1,470,750 |
| | | Xinyuan Real Estate Co., Ltd. | |
| USD | 500,000 | 13.00% due 06/06/19 ^(a) | 506,900 |
| | | Yingde Gases Investment, Ltd. | |
| USD | 3,200,000 | 8.13% due 04/22/18 ^(a) | 3,327,785 |
| | | Yuzhou Properties Co., Ltd. | |
| USD | 1,200,000 | 8.75% due 10/04/18 ^(a) | 1,233,000 |
| USD | 1,700,000 | 11.75% due 10/25/17 ^(a) | 1,929,670 |
| | | 社債計 | 109,635,555 |
| | | 中国計(費用108,474,032ドル) | 109,635,555 |

香港 (17.1%)**転換社債 (0.3%)**

China Green Holdings, Ltd.

| | | | |
|-----|-----------|--------------------|---------|
| CNY | 4,000,000 | 7.00% due 04/12/16 | 391,798 |
|-----|-----------|--------------------|---------|

| | | | |
|-----|-----------|---------------------|---------|
| CNY | 4,000,000 | 10.00% due 04/12/16 | 494,902 |
|-----|-----------|---------------------|---------|

転換社債計**886,700**

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)
投資明細表

2013年12月30日

| <u>元本金額</u> | <u>有価証券の明細</u> | <u>公正価値</u> |
|-------------|--|-------------|
| | 債券 (97.4%) (続き) | |
| | 香港 (17.1%) (続き) | |
| | 社債 (16.8%) | |
| | Bank of East Asia, Ltd. | |
| USD | 850,000 8.50% due 11/29/49 (a)(b) ^(c) | ドル 964,557 |

| | | | |
|-----|-----------|--|-----------|
| | | CFG Investment SAC | |
| USD | 1,700,000 | 9.75% due 07/30/19 ^(a) | 1,632,000 |
| | | China CITIC Bank International, Ltd. | |
| USD | 2,000,000 | 3.88% due 09/28/22 (a) ^(b) | 1,940,000 |
| USD | 800,000 | 6.00% due 05/07/24 (a) ^(b) | 812,000 |
| USD | 1,000,000 | 6.88% due 06/24/20 | 1,082,500 |
| | | China Oil & Gas Group, Ltd. | |
| USD | 2,200,000 | 5.25% due 04/25/18 ^(a) | 2,200,000 |
| | | China South City Holdings, Ltd. | |
| USD | 1,800,000 | 13.50% due 01/14/16 ^(a) | 1,921,500 |
| | | CITIC Pacific, Ltd. | |
| USD | 4,800,000 | 6.63% due 04/15/21 | 4,650,000 |
| USD | 2,900,000 | 6.88% due 01/21/18 | 3,023,250 |
| | | Fosun International, Ltd. | |
| USD | 800,000 | 7.50% due 05/12/16 ^(a) | 833,836 |
| | | Gemdale International Investment, Ltd. | |
| USD | 1,200,000 | 7.13% due 11/16/17 ^(a) | 1,240,500 |

| | | | |
|-----|------------|-----------------------------------|-----------|
| | | Hengdeli Holdings, Ltd. | |
| USD | 3,300,000 | 6.25% due 01/29/18 ^(a) | 3,382,500 |
| | | Lai Fung Holdings, Ltd. | |
| CNH | 10,000,000 | 6.88% due 04/25/18 | 1,615,463 |
| | | MCC Holding Hong Kong Corp., Ltd. | |
| USD | 2,200,000 | 4.88% due 07/29/16 | 2,202,207 |
| | | MIE Holdings Corp. | |
| USD | 1,200,000 | 6.88% due 02/06/18 ^(a) | 1,186,500 |
| USD | 3,200,000 | 9.75% due 05/12/16 ^(a) | 3,392,000 |
| | | Pacnet, Ltd. | |
| USD | 1,000,000 | 9.00% due 12/12/18 ^(a) | 1,018,750 |
| USD | 3,000,000 | 9.25% due 11/09/15 ^(a) | 3,131,250 |
| | | RKI Finance 2010, Ltd. | |
| USD | 1,028,000 | 9.50% due 09/21/15 ^(a) | 1,076,830 |
| | | RKI Finance 2013, Ltd. | |
| CNH | 7,000,000 | 6.00% due 12/03/16 | 1,157,667 |

| | | | |
|-----|---|---------------------------------------|-------------------|
| | Shimao Property Holdings, Ltd. | | |
| USD | 2,200,000 | 6.63% due 01/14/20 ^(a) | 2,134,000 |
| USD | 1,600,000 | 9.65% due 08/03/17 ^(a) | 1,722,000 |
| USD | 1,000,000 | 11.00% due 03/08/18 ^(a) | 1,113,000 |
| | Yancoal International Resources Development Co., Ltd. | | |
| USD | 1,200,000 | 4.46% due 05/16/17 | 1,185,167 |
| USD | 900,000 | 5.73% due 05/16/22 | 837,360 |
| | Zoomlion HK SPV Co., Ltd. | | |
| USD | 5,400,000 | 6.13% due 12/20/22 | 4,900,500 |
| USD | 1,900,000 | 6.88% due 04/05/17 | 1,964,849 |
| | 社債計 | | 52,320,186 |
| | 香港計 (費用52,491,430ドル) | | 53,206,886 |
| | インド (8.8%) | | |
| | 社債 (8.8%) | | |
| | Bank of Baroda | | |
| USD | 1,750,000 | 6.63% due 05/25/22 (a) ^(b) | 1,679,445 |

| | | | |
|-----|-----------|--|-----------|
| | | Canara Bank | |
| USD | 1,000,000 | 6.37% due 11/28/21 (a) ^(b) | 952,500 |
| | | ICICI Bank, Ltd. | |
| USD | 4,800,000 | 6.38% due 04/30/22 (a) ^(b) | 4,608,000 |
| USD | 3,800,000 | 7.25% due 08/29/49 (a)(b) ^(c) | 3,579,220 |
| | | Rolta LLC | |
| USD | 1,200,000 | 10.75% due 05/16/18 ^(a) | 1,140,000 |

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)
投資明細表
2013年12月30日

| <u>元本金額</u> | <u>有価証券の明細</u> | <u>公正価値</u> |
|-------------|---------------------|-------------|
| | 債券 (97.4%) (続き) | |
| | インド (8.8%) (続き) | |
| | 社債 (8.8%) (続き) | |
| | State Bank of India | |

| | | | | |
|-----|-----------|--|----|-------------------|
| USD | 5,700,000 | 6.44% due 11/29/49 (a)(b) ^(c) | ドル | 5,140,431 |
| | | Vedanta Resources Plc. | | |
| USD | 2,000,000 | 6.00% due 01/31/19 | | 1,934,227 |
| USD | 1,200,000 | 6.75% due 06/07/16 | | 1,242,000 |
| USD | 1,000,000 | 8.25% due 06/07/21 | | 1,003,750 |
| USD | 5,500,000 | 9.50% due 07/18/18 | | 6,091,250 |
| | | 社債計 | | 27,370,823 |
| | | インド計 (費用27,136,838ドル) | | 27,370,823 |
| | | インドネシア (11.8%) | | |
| | | 社債 (11.8%) | | |
| | | Adaro Indonesia PT | | |
| USD | 7,400,000 | 7.63% due 10/22/19 ^(a) | | 7,807,000 |
| | | Berau Coal Energy Tbk PT | | |
| USD | 3,400,000 | 7.25% due 03/13/17 ^(a) | | 3,349,000 |
| | | Comfeed Finance BV | | |
| USD | 500,000 | 6.00% due 05/02/18 ^(a) | | 461,250 |

| | | | | |
|-----|-----------|---|--|-----------|
| | | Gajah Tunggal Tbk PT | | |
| USD | 4,700,000 | 7.75% due 02/06/18 ^(a) | | 4,582,500 |
| | | Indo Energy Finance BV | | |
| USD | 3,000,000 | 7.00% due 05/07/18 ^(a) | | 3,022,500 |
| | | Indo Energy Finance II BV | | |
| USD | 3,500,000 | 6.38% due 01/24/23 ^(a) | | 2,887,500 |
| | | Jababeka International BV | | |
| USD | 300,000 | 11.75% due 07/26/17 ^(a) | | 303,750 |
| | | Listrindo Capital BV | | |
| USD | 5,000,000 | 6.95% due 02/21/19 ^(a) | | 5,212,500 |
| | | Majapahit Holding BV | | |
| USD | 3,000,000 | 7.75% due 01/20/20 | | 3,300,000 |
| USD | 1,000,000 | 7.88% due 06/29/37 | | 1,040,000 |
| | | Perusahaan Listrik Negara PT | | |
| USD | 2,000,000 | 5.25% due 10/24/42 | | 1,500,000 |
| | | Star Energy Geothermal Wayang Windu, Ltd. | | |
| USD | 3,700,000 | 6.13% due 03/27/20 ^(a) | | 3,431,750 |

| | |
|------------------------|-----------|
| マレーシア計 (費用4,752,300ドル) | 4,797,316 |
|------------------------|-----------|

モンゴル (2.1%)

社債 (2.1%)

Mongolian Mining Corp.

| | | |
|---------------|-----------------------------------|-----------|
| USD 4,700,000 | 8.88% due 03/29/17 ^(a) | 3,724,750 |
|---------------|-----------------------------------|-----------|

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

投資明細表

2013年12月30日

| 元本金額 | 有価証券の明細 | 公正価値 |
|---------------|--|------------------|
| | 債券 (97.4%) (続き) | |
| | モンゴル (2.1%) (続き) | |
| | 社債 (2.1%) (続き) | |
| | Trade & Development Bank of Mongolia LLC | |
| USD 2,800,000 | 8.50% due 09/20/15 | ドル 2,737,333 |
| | 社債計 | <u>6,462,083</u> |

| | | | |
|-----|-----------|---------------------------------------|------------------|
| | | モンゴル計 (費用7,260,075ドル) | 6,462,083 |
| | | | <hr/> |
| | | フィリピン (0.1%) | |
| | | | |
| | | 社債 (0.1%) | |
| | | San Miguel Corp. | |
| USD | 500,000 | 4.88% due 04/26/23 ^(a) | 410,000 |
| | | | |
| | | 社債計 | 410,000 |
| | | | <hr/> |
| | | フィリピン計 (費用495,412ドル) | 410,000 |
| | | | <hr/> |
| | | シンガポール (14.8%) | |
| | | | |
| | | 社債 (14.8%) | |
| | | Alam Synergy Pte, Ltd. | |
| USD | 1,300,000 | 6.95% due 03/27/20 ^(a) | 1,160,250 |
| | | | |
| | | Bakrie Telecom Pte, Ltd. | |
| USD | 2,600,000 | 11.50% due 05/07/15 ^{(a)(e)} | 377,000 |
| | | | |
| | | Berau Capital Resources Pte, Ltd. | |
| USD | 5,500,000 | 12.50% due 07/08/15 ^(a) | 5,810,872 |
| | | | |
| | | Bumi Capital Pte, Ltd. | |

| | | | |
|-----|-----------|---------------------------------------|-----------|
| USD | 2,800,000 | 12.00% due 11/10/16 ^(a) | 1,890,000 |
| | | Bumi Investment Pte, Ltd. | |
| USD | 4,700,000 | 10.75% due 10/06/17 ^(a) | 3,196,000 |
| | | BW Group, Ltd. | |
| USD | 3,100,000 | 6.63% due 06/28/17 | 3,200,750 |
| | | Flextronics International, Ltd. | |
| USD | 5,200,000 | 4.63% due 02/15/20 | 5,057,000 |
| | | Global A&T Electronics, Ltd. | |
| USD | 7,200,000 | 10.00% due 02/01/19 ^{(a)(d)} | 6,192,000 |
| | | Modernland Overseas Pte, Ltd. | |
| USD | 1,100,000 | 11.00% due 10/25/16 | 1,041,150 |
| | | Ottawa Holdings Pte, Ltd. | |
| USD | 3,200,000 | 5.88% due 05/16/18 ^(a) | 2,472,000 |
| | | Pacific Emerald Pte, Ltd. | |
| USD | 2,700,000 | 9.75% due 07/25/18 ^(a) | 2,726,838 |
| | | Sound Global, Ltd. | |
| USD | 600,000 | 11.88% due 08/10/17 ^(a) | 649,244 |

| | | | |
|-----|-----------|------------------------------------|-------------------|
| | | STATS ChipPAC, Ltd. | |
| USD | 2,116,000 | 4.50% due 03/20/18 ^(a) | 2,110,710 |
| USD | 2,700,000 | 5.38% due 03/31/16 ^(a) | 2,781,000 |
| | | TBG Global Pte, Ltd. | |
| USD | 2,300,000 | 4.63% due 04/03/18 ^(a) | 2,219,500 |
| | | Theta Capital Pte, Ltd. | |
| USD | 500,000 | 6.13% due 11/14/20 ^(a) | 461,513 |
| USD | 1,100,000 | 7.00% due 05/16/19 ^(a) | 1,097,249 |
| | | Yanlord Land Group, Ltd. | |
| USD | 1,500,000 | 9.50% due 05/04/17 ^(a) | 1,590,000 |
| USD | 1,900,000 | 10.63% due 03/29/18 ^(a) | 2,090,000 |
| | | 社債計 | 46,123,076 |
| | | シンガポール計 (費用51,833,419ドル) | 46,123,076 |
| | | 韓国 (1.0%) | |
| | | 社債 (1.0%) | |

| | | | |
|-----|----------------------------|---------------------------------------|------------------|
| | Woori Bank Co., Ltd. | | |
| USD | 2,800,000 | 6.21% due 05/02/37 (a) ^(b) | 2,982,000 |
| | 社債計 | | 2,982,000 |
| | 韓国計 (費用2,715,552ドル) | | 2,982,000 |

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

投資明細表

2013年12月30日

| <u>元本金額</u> | <u>有価証券の明細</u> | <u>公正価値</u> |
|-------------|------------------------------|--------------|
| | 債券 (97.4%) (続き) | |
| | スリランカ (3.1%) | |
| | 社債 (3.1%) | |
| | Bank of Ceylon | |
| USD | 3,400,000 5.33% due 04/16/18 | ドル 3,230,000 |
| USD | 1,000,000 6.88% due 05/03/17 | 1,002,500 |
| | National Savings Bank | |

| | | | | |
|-----|-----------|------------------------------------|-----------|--------------------|
| USD | 5,200,000 | 8.88% due 09/18/18 | | 5,525,000 |
| | | 社債計 | | 9,757,500 |
| | | スリランカ計 (費用9,662,942ドル) | | 9,757,500 |
| | | ベトナム (0.2%) | | |
| | | 社債 (0.2%) | | |
| | | Vingroup JSC | | |
| USD | 650,000 | 11.63% due 05/07/18 ^(a) | | 687,375 |
| | | 社債計 | | 687,375 |
| | | ベトナム計 (費用656,142ドル) | | 687,375 |
| | | 社債計 (費用309,527,366ドル) | ドル | 303,732,614 |
| | | 短期投資 (0.4%) | | |
| | | グランド・ケイマン (0.4%) | | |
| | | 定期預金 (0.4%) | | |
| | | Brown Brothers Harriman & Co. | | |
| HKD | 4,874 | 0.01% due 12/31/13 | | 628 |
| JPY | 2 | 0.01% due 01/06/14 | | - |

| | | | | |
|-----|-----------|---------------------------------------|-----------|--------------------|
| EUR | 1,285 | 0.02% due 12/31/13 | | 1,775 |
| | | Wells Fargo Bank NA | | |
| USD | 1,155,518 | 0.03% due 12/31/13 | | 1,155,518 |
| | | 定期預金計 | | 1,157,921 |
| | | グランド・ケイマン計 (費用1,157,880ドル) | | 1,157,921 |
| | | 短期投資計 (費用1,157,880ドル) | | 1,157,921 |
| | | 投資総額 (費用310,685,246ドル) - 97.8% | ドル | 304,890,535 |
| | | 負債を上回る現金と他の資産 - 2.2% | | 6,965,656 |
| | | 純資産 - 100.0% | ドル | 311,856,191 |

ファンドレベルの為替先渡契約

| 買い | カウンターパーティ | 契約金額 | 決済日 | 売り | 契約金額 | 純評価益/ (損) |
|-----|---------------|------------|-----------|-----|---------|-----------|
| JPY | Citibank N.A. | 35,000,000 | 2014年1月8日 | USD | 333,565 | ドル (332) |
| JPY | Citibank N.A. | 13,610,000 | 2014年1月8日 | USD | 129,709 | (129) |
| | | | | | | ドル (461) |

クラスA -日本円・クラスの為替先渡契約

| 買い | カウンターパーティ | 契約金額 | 決済日 | 売り | 契約金額 | 純評価益/ (損) |
|-----|---------------|---------------|------------|-----|------------|--------------|
| JPY | Citibank N.A. | 2,015,158,824 | 2014年1月21日 | USD | 19,341,781 | ドル (154,743) |

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記

2013年12月30日

クラスB - ブラジル・レアル・クラスの為替先渡契約

| 買い | カウンターパーティ | 契約金額 | 決済日 | 売り | 契約金額 | 純評価益 |
|-----|---------------|-------------|------------|-----|-------------|----------|
| BRL | Citibank N.A. | 556,874,639 | 2014年1月21日 | USD | 235,098,027 | ドル 3,242 |

クラスC - アジア通貨・クラスの為替先渡契約

| 買い | カウンターパーティ | 契約金額 | 決済日 | 売り | 契約金額 | 純評価益/ (損) |
|-----|---------------|-----------------|------------|-----|------------|------------|
| CNY | Citibank N.A. | 64,579,791 | 2014年1月21日 | USD | 10,563,093 | ドル 81,225 |
| IDR | Citibank N.A. | 128,807,000,000 | 2014年1月21日 | USD | 10,541,948 | (19,792) |
| INR | Citibank N.A. | 661,854,484 | 2014年1月21日 | USD | 10,518,140 | 127,355 |
| | | | | | | ドル 188,788 |
| | | | | | | ドル 211,822 |
| | | | | | | (174,996) |
| | | | | | | ドル 36,826 |

デリバティブ商品の価値

以下の表は当ファンドの潜在的なネットティングの取決めを含むデリバティブポジションの要約である。デリバティブ商品に関する追加情報は添付の財務諸表への注記の2のデリバティブ商品のセクションおよび4の市場、信用、戦略リスクのセクションを参照。

| | カウンター パーティ | デリバティブ 資産の価値 | デリバティブ 負債の価値 | 担保(受取) /差入れ | 差引* |
|-----------|---------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------|
| OTCデリバティブ | | | | | |
| 為替先渡契約 | Citibank N.A. | ドル 211,822 | ドル (174,996) | ドル - | ドル 36,826 |
| 総計 | | ドル 211,822 | ドル (174,996) | ドル - | ドル 36,826 |

*差引はデフォルト時に支払われるべきカウンターパーティに対する未収金/（未払金）を表す。同一の法人との同一の法的取り決めの下で実行された取引についてネットリングが認められる可能性がある。

(a) 償還条項付き証券。

(b) 2013年12月30日時点の変動金利証券。

(c) 永久債。

(d) 144A 証券 - 1933年証券取引法の規則144Aの下でS E Cへの登録の適用除外になっている証券。これらの証券は、登録せずに主として適格機関購入者に転売が可能である。他に指定がない限り、これらの証券は非流動的だとはみなされない。

(e) デフォルトした証券。

通貨の略称

| | |
|-----|-------------------|
| BRL | ブラジル・リアル |
| CNH | 香港のオフショアで取引される人民元 |
| CNY | 人民元 |
| EUR | ユーロ |
| HKD | 香港ドル |
| IDR | インドネシア・ルピア |
| INR | インド・ルピー |
| JPY | 日本円 |
| USD | 米ドル |

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記

2013年12月30日

1. 組織

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund（以下「当ファンド」）は Daiwa Global Trust（以下「当トラスト」）のシリーズ・トラストである。当ファンドはケイマン諸島で設立されたオープンエンド型のユニットトラストである。当トラストはケイマン諸島法に基づいて設立された信託会社である Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited（以下「受託会社」）によって執行された信託宣言に従って設立された。当ファンドは2011年7月22日に業務を開始した。

当ファンドは現在4つの受益証券のクラスを提供している：クラスA-日本円・クラス、クラスB-ブラジル・レアル・クラス、クラスC-アジア通貨・クラス、クラスD-米ドル・クラス（以下それぞれを「クラス」（単数）、全体を「クラス」（複数）とする）。米ドルで適宜、購入申込み、買戻し償還、および分配を行う米ドル・クラスを除くすべてのクラスが日本円で購入申込み、買戻し償還、および分配を行う。各クラスが同様の資産プールに投資する。各通貨建ての各クラスは、ヘッジの対象とならないクラスD-米ドル・クラスを除き、米ドルに対してヘッジされる。

当ファンドの投資目標は、アジア地域において主たる事業活動を行っている発行者の高利回りだが投資適格等級を下回る債券に主に投資し、Daiwa Asset Management (Europe) Ltd.（以下、「通貨運用会社」）によって確立された通貨オーバーレイを利用することにより高水準の運用収益と純資産の増加を追求することにある。

当ファンドの投資運用会社は FIL Investment Management (Hong Kong) Limited（以下「投資運用会社」）である。

2. 重要な会計方針

当ファンドの財務諸表は2012年12月29日から2013年12月30日（同日は当ファンドの目論見書に定められた通り、12月の最終営業日となる当ファンドの会計年度末）までの期間を反映している。以下は、当ファンドが米国で一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「U.S.GAAP」）に準拠して財務諸表を作成する際に継続的に従っている重要な会計方針の要約である。U.S.GAAPに準拠した財務諸表の作成は、財務諸表の中で報告される金額と開示に影響を与える見積りと仮定を経営者が行うことを求めている。実際の結果はこれらの見積りとは違ってくる可能性がある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定。 当ファンドの受益証券1口当たりの純資産価額は、当ファンドの純資産価額（「純資産価額」は総資産価額から未払報酬および未払費用を含めた総負債を引いた額）をその時点の当ファンドの発行済みの受益証券総口数で割って算出される。当ファンドの純資産価額は、各取引日の業務終了時に計算される。取引日とは香港、ロンドン、ニューヨーク、および東京の銀行が業務を行っている日、ならびに受託会社が適宜決定するその他の日を意味する。

米ドル以外で表示されたすべての資産（存在する場合）は、承認された独立プライシング・サービスからのロンドン時間午後4時時点のスポット・レートを使用して米ドル換算に転換される。日本円で取引される各クラス

については、受益証券1口当たりの純資産価格は承認された独立プライシング・サービスからのロンドン時間午後4時時点の適切なスポット・レートを使用して、資本の購入申込み、買戻し償還、および分配を行うために同等の日本円に換算される。

当ファンドは以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で終了される。(a)ファンドを継続することまたはファンドを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、実行不可能、もしくは得策でなくもしくは受益者の利益に反する場合。(b)受益者の多数が受益者の決議により当ファンドの終了を決議した場合。(c)信託証書の日付に開始し、同日から150年後に終了する期間の終了。(d)受託会社が辞任する意図を書面により通知する場合。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記

2013年12月30日

(B) 証券評価。 純資産価額計算の目的上、市場相場が容易に入手できるポートフォリオ有価証券とその他の資産は公正価値で計上される。公正価値は一般的に、最後に報告された売却価格、もしくは売却が報告されない場合は、相場報告システム、確立されたマーケットメーカー、またはプライシング・サービスから入手した相場価格に基づいて決定される。

国内および海外債券と非上場デリバティブは通常、確立されたマーケットメーカー、またはプライシング・サービスから入手する相場価格をベースに評価される。独立プライシング・サービスから入手する価格は、マーケットメーカーから提供される情報、または同様の特徴を持つ投資対象または有価証券に関連した利回りデータから取得される市場価額の見積りを利用している。遅延引渡しベースで購入される特定の債券は、先渡し決済日での決済までは日次ベースで時価評価される。満期60日以下の短期投資対象は、公正価値に近似する償却原価で計上される。

市場相場価格がすぐには入手できない有価証券およびその他の資産は、Brown Brothers Harriman & Co.（以下「管理会社」）が投資運用会社からのアドバイスに従って誠実に決定した公正価値によって評価される。当ファンドの有価証券や資産の価額に実質的な影響を与えるような事象が関係市場の取引終了後に起こるケースを含め、現在の、あるいは信頼できる市場ベースのデータ（例えば売買情報、ビッド/アスク情報、ブローカー相場など）が存在しないような状況においては、市場相場はすぐには入手できないとみなされる。加えて、有価証券が取引されている取引所または市場が特別な状況のために終日取引が行われず、その他の相場価格も入手できない場合には、市場相場はすぐには入手できないとみなされる。管理会社は当ファンドの有価証券または資産の価額に重大な影響を与える可能性のある重要な事象を監視し、適切な証券または資産の価額をこうした重要な事象に照らして再評価すべきかどうかを決める責任を持つ。

当ファンドが純資産価額を決定するために公正価値を使用するときには、有価証券は主に取引される市場の相場をベースにするのではなく、投資運用会社またはその指示の下に行動する人物が公正価値を正確に反映していると信じる別の手法によって価格を決めることができる。公正価値による価格決定は証券の価値についての主観的な判断を必要する場合がある。当ファンドの方針は、価格決定時点の証券の価値を公正に反映したファンドの純資産価値の計算をもたらすことにあるが、当ファンドは投資運用会社またはその指示の下に行動する人物によって決定された公正価値が、もし証券が価格決定の際に売却される場合（例えば強制競売または清算

売却の際）に同証券から得られる価格を正確に反映したものとなるのを保証することはできない。当ファンドが使用する価格が、証券を売却した場合に実現する価値と異なったものとなり、その差異が財務諸表にとって重要なものになる場合がある。

公正価値の測定 - U.S. GAAP に基づく公正価値の測定および開示についての権威ある指針に従って、当ファンドは公正価値を測定するのに利用する評価技法へのインプットを優先順位付けした階層によって投資の公正価値を開示している。同階層は同一の資産または負債のための活発な市場における調整前の相場価格に基づいた評価（レベル1測定）に最も高い優先順位を置いており、最も低い優先順位は評価のために重要な観測不能のインプットに基づく評価（レベル3評価）に置かれている。同指針は公正価値階層の以下の3つのレベルを設定している。

- レベル1 - 当ファンドが測定日にアクセス可能な同一の投資の活発な市場における調整前の相場価格を反映するインプット。
- レベル2 - 相場価格以外で、資産または負債のために直接的または間接的に観察可能なインプットで、これには活発とはみなされない市場のインプットが含まれる。
- レベル3 - 観察不能なインプット。レベル3に分類される投資は取引が頻繁に行われなため重要で観察不能なインプットを有する。

インプットは様々な評価技法を適用する上で使用され、リスクをめぐる仮定を含め、市場参加者が評価を決めるのに利用する仮定を参照する。インプットには価格情報、特定および広範な信用データ、流動性統計、およびその他の要素が含まれる。公正価値階層内での金融商品のレベルは、公正価値の測定にとって重要な最低水準のインプットをベースに決定される。しかしながら、何が「観測可能」を構成するかについての決定は投資運用会社による重要な判断を必要とする。投資運用会社は、観測可能なデータとは、すぐに入手可能で、定期的に配信または更新され、信頼でき、かつ検証可能で、非専有的なデータで、関連市場に積極的に関与する独立のソースから提供されるもの、とみなしている。階層内での金融商品の分類は同商品の価格の透明性に基づくものとなり、同投資のリスクに対する投資運用会社の受け止め方に相応するものとは必ずしもならない。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記

2013年12月30日

投資対象。活発な市場における相場価格に基づいて評価され、従ってレベル1に分類される投資対象には通常、上場普通株と定期預金が含まれる。こうした商品の相場価格は、当ファンドが大きなポジションを保有し、それを売却すれば相場価格にかなりの影響を与える恐れがある状況においても、調整されない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、市場相場価格、ディーラー相場、あるいは観測可能なインプットでサポートされる代替価格ソースに基づいて評価される投資対象はレベル2に分類される。これらには通常、社債、転換社債、投資適格社債、およびソブリン債が含まれ、特定の先物および先渡し取引も含まれる。レベル2の投資対象には、活発な市場では取引されていないか、あるいは譲渡制限を受けているポジションが含まれるため、価額は、一般的に入手可能な市場情報に基づく流動性不足ないしは譲渡困難性を反映して、調整される場合がある。

デリバティブ商品。当ファンドは予定ヘッジを含むヘッジ目的のためにデリバティブを利用することができる。ヘッジは当ファンドがファンドの他の保有商品に関連したリスクを相殺するためにデリバティブを使う戦略である。ヘッジは損失を減らすことができるが、もし市場が当ファンドの想定とは異なった形で動いたり、あるいはデリバティブのコストがヘッジによる利益を上回る場合には、利益を減らすか、ゼロにしたり、あるいは損失をもたらす場合がある。またヘッジにはデリバティブの価額の変化が当ファンドが予想したヘッジ対象保有商品の価額の変化とマッチしないというリスクがあり、その場合はヘッジ対象の保有商品に係る損失が減らずに増える可能性もある。当ファンドのヘッジ戦略がリスクを減らしたり、あるいはヘッジ取引が利用可能になるか、あるいは費用効果が高いものとなるかどうかについては保証できない。当ファンドはヘッジの利用を義務付けられておらず、ヘッジを利用しないことも選択できる。もし当ファンドがデリバティブ商品に投資する場合には、投資元本を上回る損失を被る場合もある。また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用できるというわけでもなく、それが有益である場合に他のリスクに対するエクスポージャーを減らすためこうした取引を行うと保証することもできない。

デリバティブ商品は取引所で取引できるか、あるいは店頭（以下「OTC」）取引で非公開で売買される。先物契約や上場オプション契約といった取引所上場デリバティブは通常、活発に取引されているとみなされるかどうかによって、公正価値階層のレベル1かレベル2に分類される。

為替先渡契約およびスワップ契約を含むOTCデリバティブは、入手可能で信頼できるとみなされるときはいつでも、カウンターパーティー、ディーラーまたはブローカーから受け取る相場などの観測可能なインプットを使用して評価される。モデルが利用される事例においては、OTCデリバティブの価額は同商品の契約条件と固有のリスク、ならびに観測可能なインプットの入手可能性と信頼性によって決まる。こうしたインプットには、参照証券の相場価格、イールドカーブ、クレジットカーブ、ボラティリティ計測値、期限前償還率、ならびにこれらのインプットの相関関係が含まれる。包括的な為替先渡契約およびスワップ契約などの特定のOTCデリバティブは一般的に市場データによって裏付けすることができるインプットを有するため、レベル2に分類される。

流動性が少ないか、あるいはインプットが観察不能なOTCデリバティブはレベル3に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの価額評価にレベル1ないしレベル2のインプットを一部利用することができる一方、それらはまた、公正価値の決定にとって重要とみなされる他の観測不能なインプットを含んでいる。いずれの測定日においても、レベル1とレベル2のインプットは観測可能なインプットを反映して更新される。ただし、それに伴う利得と損失は、観測不能なインプットの重要性のため、レベル3内で反映される。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記

2013年12月30日

以下の表は貸借対照表に記載された2013年12月30日時点の金融商品の評価額を表題別および評価階層内のレベル別に示したものである*。

| 債券 | (調整前) | | 重要でその他の | | 重要で観察不能な | | 2013年12月30日時点の | |
|------------|-------------------------------------|------------------|----------------------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|--------------------|
| | 同一の投資対象に対する 活発な市場の相場価格 (レベル1) | | 観察可能なインプット (レベル2) | | インプット (レベル3) | | 公正価値 | |
| オーストラリア | ドル | - | ドル | 576,000 | ドル | - | ドル | 576,000 |
| 中国 | | - | | 109,635,555 | | - | | 109,635,555 |
| 香港 | | - | | 52,320,186 | | 886,700 | | 53,206,886 |
| インド | | - | | 27,370,823 | | - | | 27,370,823 |
| インドネシア | | - | | 36,897,750 | | - | | 36,897,750 |
| マカオ | | - | | 4,826,250 | | - | | 4,826,250 |
| マレーシア | | - | | 4,797,316 | | - | | 4,797,316 |
| モンゴル | | - | | 6,462,083 | | - | | 6,462,083 |
| フィリピン | | - | | 410,000 | | - | | 410,000 |
| シンガポール | | - | | 46,123,076 | | - | | 46,123,076 |
| 韓国 | | - | | 2,982,000 | | - | | 2,982,000 |
| スリランカ | | - | | 9,757,500 | | - | | 9,757,500 |
| ベトナム | | - | | 687,375 | | - | | 687,375 |
| 短期投資 | | 1,157,921 | | - | | - | | 1,157,921 |
| 投資計 | ドル | 1,157,921 | ドル | 302,845,914 | ドル | 886,700 | ドル | 304,890,535 |

金融デリバティブ商品**

資産

| | | | | | | | | |
|--------|----|---|----|---------|----|---|----|---------|
| 為替先渡契約 | ドル | - | ドル | 211,822 | ドル | - | ドル | 211,822 |
|--------|----|---|----|---------|----|---|----|---------|

負債

| | | | | | | | | |
|--------|----|---|----|-----------|----|---|----|-----------|
| 為替先渡契約 | ドル | - | ドル | (174,996) | ドル | - | ドル | (174,996) |
|--------|----|---|----|-----------|----|---|----|-----------|

* 有価証券の分類についてさらに情報が必要な場合には、投資明細表を参照。

**金融デリバティブ商品は、為替先渡契約の評価益 / (損) を含む。

2013年12月30日に終了した会計期間においては、レベル1、レベル2、およびレベル3 間の移転は何もなかった。当ファンドは各レベル間で移転する投資対象を会計期末時点で計算している。

以下の表は2013年12月30日に終了した会計期間におけるレベル3金融商品の変動を表示している。

| 分類 | 2012年12月 28日時点の残高 | 購入 | 償還 | 売却 | プレミアムの 償却 | 純実現益 | 評価損失の 変動 | 2013年12月 30日時点の残高 |
|----|----------------------|--------------|------|------|--------------|------|--------------|----------------------|
| 香港 | ドル - | ドル 1,494,030 | ドル - | ドル - | ドル (13,256) | ドル - | ドル (594,074) | ドル 886,700 |

レベル3証券はブローカーの呼値を用いて評価された2つの転換社債である。

(C) **有価証券取引と投資収益。** 有価証券取引は財務報告上、取引日現在で記録される。売却証券からの実現利益および損失は個別原価方式で記録される。有価証券のディスカウントおよびプレミアムは実効利回りベースで償却/増価される。金利収益は発生主義ベースで記録される。配当収益は配当権利落ち日に記録される。投資収益は外国税額を差し引いて記録される。

(D) **分配方針。** 受託会社は為替運用会社に対して受益者に分配を行う権限を委任した。分配金は、当期の純投資収益、純実現キャピタルゲインおよび未実現キャピタルゲイン（評価益）、ならびにファンドの元本から支払われる。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記

2013年12月30日

これに従って通貨運用会社はクラスA-日本円・クラス、クラスB-ブラジル・リアル・クラス、クラスC-アジア通貨・クラスについて各月の17日現在の登録受益者に対して同18日（もし18日が営業日ではない場合はその前営業日）に月次分配金を支払う方針である。クラスD-米ドル・クラスは分配金を支払う予定はない。

分配金は自動的に再投資され、手取金は各受益者の口座に反映される。

受託会社は分配方針を変更し、受託会社が為替運用会社と協議して適宜決め、受益者の決議による承認を受けた金額と頻度で分配金を支払うか、支払いを実施させることができる。

2013年12月30日に終了した会計年度に発表され、再投資された分配金は次の通りである。

| 受益者への分配金 | | 金額 |
|-------------------|----|------------|
| クラスA-日本円・クラス | ドル | 1,647,342 |
| クラスB-ブラジル・リアル・クラス | | 48,728,950 |
| クラスC-アジア通貨・クラス | | 5,033,644 |
| 分配金総額 | ドル | 55,409,936 |

(E) **現金と外貨。** 取引通貨が米ドルであるクラスD-米ドル・クラスを除くすべてのクラスについて、当ファンドの資本活動の取引通貨は日本円である。当ファンドの報告通貨は米ドルである。為替レートの変化に伴う保

有通貨およびその他の資産ならびに負債の価値の変動は為替評価損益として記録される。投資有価証券の評価価値の増価ないしは減価に伴う実現損益または評価損益、収益および費用はそれらの取引の実行日と報告日にそれぞれ換算される。外貨の為替レートの変化が投資対象である有価証券およびデリバティブに与えた影響は、損益計算書の中で当該証券の市場価格及び価値の変動による影響とは別扱いにはされず、純実現損益および評価損益の中に含まれる。

(F) 定期預金。 当ファンドは受託会社の定めるところにより、管理会社を通じて余分な現金残高を1つ以上の適格預金取扱機関の翌日物定期預金に預ける。これらは当ファンドの投資明細表の短期投資に分類される。通貨に対する需要が減少する期間には、当ファンドは通貨の預け入れに対し手数料を支払うことができる。この手数料は当ファンドの金利費用とすることができる。

(G) 為替先渡契約。 当ファンドは有価証券の一部または全部に関連した通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券の購入または売却の決済に関連して為替先渡契約を結ぶことができる。為替先渡契約は将来の一定の日に指定価格で通貨を売り買いするために2当事者間で結ばれる契約である。為替先渡契約の公正価値は先渡為替レートの変化に従って変動する。為替先渡契約は日次ベースで時価評価され、評価額の変化は当ファンドによって評価損益として記録される。契約を開始した時点とクローズした時点との契約の評価額の差異に相当する実現損益は通貨の引き渡しまたは受け取りの際に記録される。これらの契約は貸借対照表に反映された評価損益を超える市場リスクを伴う場合がある。これに加えて当ファンドは、もしカウンターパーティーが契約の条件を満たせなかったり、あるいは通貨価値が基準通貨に不利に変化した場合には、リスクにさらされる恐れがある。当ファンドはまた、投資家に対する為替リスクをヘッジする目的で為替先渡契約を結ぶことも認められている。特定クラスの為替先渡契約から生じる損益はこれらの特定クラスに配分される。2013年12月30日時点の為替先渡契約の残高は投資明細表に記載されている。

(H) デリバティブ商品。 ASC 815-10-50 はデリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を義務付けている。それは当ファンドが a) 事業体がどのような形でなぜデリバティブ商品を利用するのか、b) デリバティブ商品および関連ヘッジ商品はどのように説明されるのか、c) デリバティブ商品および関連ヘッジ商品は事業体の財政状態、財務業績、およびキャッシュフローにどのような影響を与えるのか を開示することを求めている。

当ファンドはいかなるデリバティブ商品もASC 815に基づくヘッジ商品に指定していない。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記

2013年12月30日

当ファンドは金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)、先物および為替先渡契約を含む様々なデリバティブ商品を、それぞれの主たるエクスポージャーを金利、クレジット、あるいは為替リスクに置いて、主に売買目的のために取引することができる。これらのデリバティブ商品の公正価値は貸借対照表に含まれ、公正価値の変化は損益計算書の中で実現損益、または評価損益のネットの変化として反映される。当会計年度においては当ファンドによるデリバティブ商品の取引は為替先渡契約だけで構成された。

2013年12月30日時点の貸借対照表におけるデリバティブ商品の影響

デリバティブ商品はASC 815に基づくヘッジ商品に該当しない

| 場所 | 外国為替リスク* | |
|-----------------|----------|-----------|
| 資産デリバティブ | | |
| 為替先渡契約における評価益 | ドル | 211,822 |
| 負債デリバティブ | | |
| 為替先渡契約における評価損 | ドル | (174,996) |

*総額は貸借対照表の未決済の為替先渡契約による評価益/評価損の項目に表示されている。

2013年12月30日に終了する会計年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

デリバティブ商品はASC 815に基づくヘッジ商品に該当しない

| 場所 | 外国為替リスク | |
|------------------|---------|--------------|
| 為替先渡契約における純実現損 | ドル | (21,323,815) |
| 為替先渡契約における評価損の変動 | ドル | (11,749,612) |

2013年12月30日に終了した会計年度の未決済の為替先渡契約の平均想定元本は概ね以下のとおりである：

| | | |
|-------------------|----|-------------|
| 当ファンドレベル | ドル | 9,226,915 |
| クラスA-日本円・クラス | ドル | 24,449,570 |
| クラスB-ブラジル・リアル・クラス | ドル | 345,211,525 |
| クラスC-アジア通貨・クラス | ドル | 39,228,014 |

当ファンドは適宜結ばれる相対デリバティブ・外国為替契約を規定する国際スワップデリバティブ協会（ISDA）マスターアグリーメント（以下、「マスターアグリーメント」）を、特定のカウンターパーティとの

間で採用している。マスターアグリーメントには、中でも両当事者の一般的責務、表明、合意、担保要件、デフォルトの事象、ならびに契約の早期終了に関する条項を含めることができる。

担保要件は当ファンドの各カウンターパーティとのネット・ポジションに基づいて決められる。担保は現金または米政府ないし同関連機関が発行する債務証券、または当ファンドと適用可能なカウンターパーティによって合意されたその他の証券の形をとることができる。特定のカウンターパーティに関しては、マスターアグリーメントの条件に従って、当ファンドのために差し入れられた担保は、当ファンドの保管会社によって分離口座に保管され、売却または再差し入れが可能な額に関しては投資明細表の中に提示される。当ファンドが差し入れた担保は当ファンドの保管会社によって分離保管され、投資明細表と貸借対照表の中で確認される。2013年12月30日時点で、当ファンドによって担保として差し入れられた現金または証券はなかった。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記

2013年12月30日

当ファンドに適用される契約終了の事象は、当ファンドの純資産が一定の期間にわたり特定の閾値以下にまで下落した時に起こる場合がある。カウンターパーティに適用可能な契約終了の事象は、カウンターパーティの信用格付けが特定の水準以下にまで低下した時に起こる場合がある。そうしたいずれのケースにおいても、それが起こった場合には、相手方の当事者は契約を早期終了し、すべてのデリバティブおよび外国為替契約の残高を、そのような早期終了の結果生じたすべての損失およびコストの支払いを含め、契約終了当事者によって合理的に決められた通り、決済することを選択できる。当ファンドのカウンターパーティの1社ないし複数の社が契約の早期終了を決めれば、当ファンドの将来のデリバティブ活動に影響を与える可能性がある。

3. 受益証券

2013年12月30日現在、すべての発行済み受益証券は大和投資信託が設立した受益者2社が保有していた。これら2社は純資産のそれぞれ92.38%と7.62%の持分を保有している。

(A) **受益証券の当初購入申込額。** 当初最低購入申込み額は、1口当たり当初価格が100ドルであるクラスD-米ドル・クラスを除くすべてのクラスについて、1口当たり100円の価格で10,000,000円または換算後10,000,000円に相当する金額である。当初最低購入申込み額は、受託会社が投資運用会社と協議の上その裁量で少なくとも100,000米ドルに、または他のいかなる通貨の場合においても米ドル換算で同額を下回らないことを条件に、引き下げることが可能である。

(B) **その後の受益証券への購入申込額。** 受益証券の当初発行後は適格投資家は、その後のいかなる申込日においても、受益証券1口当たり純資産価額に等しい申込価格で受益証券の購入を申込みすることができる。

(C) **買戻し償還。** 各受益者は委託会社または正当に指定されたその代理人に対して、保有受益証券の全部または一部を、当該買戻し償還日の1口当たり純資産価値を意味する買戻し償還価格で買戻すことを求める買戻し償還通知を出すことができる。

受託会社はいかなる時においても、いかなる理由であっても、5営業日を下回らない期間の書面による受益者への事前通知によって、1口当たり実勢純資産価額から受託会社が負担した経費または受益証券保有者が支払うべき金額を差し引いた価額で保有受益証券の全部またはいかなる部分も買戻すことができる。

4. 市場、信用、戦略リスク

当ファンドの投資対象は投機的で、高い度合いのリスクを伴う。いかなるファンドとも同様に、当ファンドがその目標を達成すること、あるいは当ファンドのパフォーマンスがいかなる期間においても黒字になるということは保証できない。従って受益証券の購入を予定している投資家は以下のリスク要因を考慮に入れるべきである。これらのリスク要因は当ファンドへの投資に関連したすべてのリスク要因を網羅した完全なリストではない。

市場リスクと選択リスク

市場リスクとは当ファンドが投資する1つあるいは複数の市場の価格が下落するリスクで、それには市場が予測し難い急落を演じる可能性が含まれる。選択リスクとは、投資運用会社が選択する証券が、市場、関連指数、または同様の投資目標と投資戦略を持つ他のファンドが選択した証券をアンダーパフォームするリスクを言う。

金利変動リスク

金利変動リスクは、金利が低下するときに債券の価格が全般的に上昇し、金利が上昇するときにそれらの価格が下落するリスクを指す。長期証券の価格は一般的に、短期証券の価格よりも金利の変化により大きく反応して変動する。当ファンドは、短期金利または長期金利が急上昇したり、あるいは投資運用会社が予想しなかったような変化を示した場合に損失を被る可能性がある。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記

2013年12月30日

信用リスク

信用リスクとは、証券の発行者が期日までに金利の支払いや元本の返済ができなくなるリスクを言う。発行者の信用格付けの変更、あるいは発行者の信用状態に対する市場の受け止め方も、同発行者に対する当ファンドの投資の評価額に影響を与える可能性がある。信用リスクの度合いは発行者の財政状態および負債の条件の双方に左右される。

外国証券リスク

外国市場で取引されている証券は（常にとは言わないまでも）しばしば、米国で取引されている証券とは異なったパフォーマンスを示す。しかしながら、こうした投資対象は米国の投資対象には見られない特別のリスクを伴うことがしばしばあり、これはファンドが損失を被る可能性を高め得るものとなる。特に、外国取引所では投資家が少なく、有価証券の1日当たりの取引量が小さいため、当ファンドはこれら取引所での証券の売買がより難しくなる恐れがあるというリスクにさらされている。これに加えて、外国証券の価格は米国、または投資家の居住する司法管轄区で取引される証券の価格よりも大きく上下に変動する可能性がある。

幾つかの外国市場の経済は米国経済や投資家の居住する司法管轄区の経済に比較して、国内総生産（GDP）成長率、資本の再投資、資源、国際収支ポジションといった面で有利でない場合がある。一部外国経済は特定の産業または外国資本に大きく依存する傾向にあり、外交面の動き、特定の国または諸国に対する経済制裁の実施、国際貿易パターンの変化、貿易障壁、およびその他の保護主義的措置や報復措置に対してより脆弱である。外国市場への投資はまた、資本規制の実施、企業ないし産業の国有化、資産接収、あるいは懲罰税の適用といった政府の措置によって悪影響を受ける恐れもある。加えて、一部の国の政府はその国の資本市場または特定の産業に対する外国からの投資を禁止したり、大幅に制限する場合がある。こうした行動はいずれも、証券価格に深刻な影響を与える恐れがあるほか、外国証券を売買したり、あるいは当ファンドの資産または収益をその居住する司法管轄区またはその資産が保管されている司法管轄区に移転する上での当ファンドの能力を損ない、あるいはファンドの業務に他の形で悪影響を与える可能性もある。その他の潜在的な外国市場リスクとしては、外国為替規制、証券の価格決定の困難性、外国政府証券のデフォルト、外国法廷における法的判断を履行することの難しさ、ならびに政治的、社会的不安定性が含まれる。一部においては、投資家が利用可能な法的救済措置は投資家の本国の司法管轄区で利用可能な措置ほど広範ではない場合がある。

為替リスク

当ファンドが投資する証券およびその他の金融商品は、当ファンドの報告通貨以外の通貨で表示、あるいは価格が示される場合がある。このために外国通貨の為替レートの変化がファンドのポートフォリオの価額に影響を与える可能性を持つ。一般的には当ファンドの報告通貨の価額が他の通貨に対して上昇すれば、他の通貨建ての証券は、価額を低下させることになる。というのは、当該通貨をファンドの報告通貨へ換算する際に価額が低下する効果がもたらされているためである。これとは逆に、ファンドの報告通貨の価値が別の通貨に対して低下すれば、同通貨建ての証券の価額は上昇する。一般に「為替リスク」として知られるこのリスクは、当ファンドの強い報告通貨が投資家へのリターンを減らし、弱い報告通貨はこれらのリターンを高める可能性があることを意味している。

当ファンドまたはその各クラスは、適用可能な場合は様々なタイプの外貨取引を利用することによってファンドまたはクラスのパフォーマンスに貢献するような特定の通貨ないし複数の通貨のパフォーマンスを活用することができる。投資運用会社が成功する通貨プログラムを採用するという保証はなく、当ファンドまたはクラスは報告通貨の価格がファンドまたはクラスの他の諸通貨に対して下落するときには、その通貨活動に起因する損失を被る可能性もある。加えて、当ファンドまたは諸クラスは投資運用会社が指定する通貨戦略に関連した取引コストが生じる。

デリバティブ

当ファンドはその投資対象をヘッジしたり、あるいはリターンを高めるためにデリバティブ商品を利用することができる。デリバティブは当ファンドがそのリスク・エクスポージャーを他のタイプの商品よりも迅速かつ効率的に高めたり減らしたりすることを可能にする。デリバティブは変動性が高く、以下を含めた重要なリスクを伴う。

- 信用リスク - デリバティブ取引のカウンターパーティー（取引の相手側の当事者）が当ファンドに対する金銭債務を履行できなくなるリスク。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記

2013年12月30日

- レバレッジ・リスク - 比較的小さな市場相場の動きが投資対象の価値の大幅な変化を招く可能性のある特定のタイプの投資対象または投資戦略に関連したリスク。レバレッジを伴う特定の投資対象または取引戦略は、当初の投資額を大きく超える損失を招く可能性もある。
- 流動性リスク - 特定の証券について、売り手が売りたいときに、あるいは同証券が現在それだけの価値があると売り手が考える価格で、売却することが困難あるいは不可能になるリスク。

デリバティブはその価額が原資産、参照レートまたは指数の価額に、依存または由来する金融契約である。当ファンドは通常、原資産にポジションを構築する代替として、または金利リスクや為替リスクといった他のリスクへのエクスポージャーを減らすための戦略の一環としてデリバティブを利用する。当ファンドはまた、デリバティブをレバレッジのために利用する場合もあり、このケースではレバレッジ・リスクが伴う。

当ファンドによるデリバティブ商品の利用は、証券およびその他の在来型投資対象に直接投資することに係るリスクとは異なったリスクを伴う。デリバティブは金利リスク、市場リスク、信用リスクなど、この項の他の部分で説明した幾つかのリスクにさらされる。デリバティブはまた、ミスプライシングまたは不適切な価額評価のリスクを伴い、デリバティブの価額の変化が原資産、レートまたは指数の変化と完全には関連しないリスクを持つ。もし当ファンドがデリバティブ商品に投資する場合には、投資元本額を超える損失を招く恐れもある。また、いかなる状況においても適切なデリバティブ取引が利用可能になるというわけではなく、有益と見られる場合においても当ファンドが他のリスクへのエクスポージャーを減らすためにこれらの取引を行うという保証はない。

社債

当ファンドが投資する社債は、発行者がその義務に従って元本および金利の支払いを満たせなくなるというリスクを伴い、また金利への感応性、発行者の信用度に対する市場の受け止め方、および全般的な市場の流動性などの要因によって価格のボラティリティにさらされる可能性がある。金利が上昇するときには社債の価格は下落することが予想できる。満期がより長期の社債は、満期がより短期の社債よりも金利の動きに対する感応度が高くなる傾向にある。

ソブリン債

当ファンドはソブリン債に投資することができる。これらの証券は外国政府によって発行されたか、あるいは保証された証券である。こうした投資対象は、政府がそのソブリン債について、例えばキャッシュフロー上の問題、外貨準備の不足、政治的要因、経済の規模に比較した政府債務ポジションの相対的大きさ、あるいは国際通貨基金（IMF）や他の国際機関によって求められた経済改革を履行できないことなどの理由から、期日が来ても金利の支払いまたは元本の返済を遅延するか拒否するリスクにさらされる。もし政府がデフォルトに陥れば、支払いのための猶予期間を要請したり、新たな融資を要請することができる。政府が支払いを行わない場合にソブリン債に対する債権を回収する法的プロセスは存在せず、政府が返済しなかったソブリン債に対する債権のすべてまたは一部を回収できるようにするための破産手続きも存在しない。

5. 保証と補償

当ファンドの設立文書に基づき、特定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む）は当ファンドに対する義務の履行から生じ得る一定の負債に対して補償される。それに加えて、通常の営業過程において、当ファンドは様々な補償条項を含む契約を結んでいる。これらの取決めに基づく当ファンドのエクスポージャーの限度がどうなるかは、当ファンドに対してなされ得る、まだ起こっていない将来の請求が含まれるものであるため、不明である。しかしながら、当ファンドはこれらの契約に基づく補償請求や損失はこれまで何も受けていない。

6. 所得税

当ファンドは課税上の地位に関してケイマン諸島法に従っている。ケイマン諸島の現行法により、利益、収益、利得または評価益に対して税金は課せられず、また、遺産税や相続税という性格を持ついかなる税金も課せられない。そのため、当ファンドを構成する資産、または当ファンドの下で生じる収益に対しても税は適用されない。当該資産または収益に関する限り、当ファンドの受益者に対しても税は適用されない。当ファンドによる分配金に対しても、あるいは受益証券の買戻し償還に伴う純資産価額の支払いに対しても、源泉徴収税は何も適用されない。この結果、財務諸表の中で所得税の引当は何もなかった。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記

2013年12月30日

当ファンドは全般的に、米国連邦所得税の目的上、米国で取引または事業に従事しているとみなされないように、その活動を実施することを意図している。特に当ファンドは、1986年内国歳入法（改訂後）におけるセルフ・ハーバーに適格となることを意図している。同法に基づき当ファンドは、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティに限定される場合には、当該事業に従事しているとはみなされない。もし当ファンドの収益のどれも当ファンドの米国における取引または事業と実質的に関連していない場合でも、当ファンドが米国を源泉として得る特定のカテゴリーの収益（配当金および特定の種類の金利収益を含む）は30%の米国の税金が課され、この税金は一般的に当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性に対する会計処理と開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準成文化740）は、受託会社に対して、当ファンドの税務ポジションが、関連する不服申立てまたは訴訟手続きの解決を含めて、税務調査の際に支持される可能性の方が高いかどうかの判断を、同ポジションの技術上のメリットに基づいて決めることを求めている。この支持される可能性の方が高いという基準を満たす税務ポジションについては、財務諸表の中で認識される税金金額は関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%を超える最大ベネフィットが減額される。受託会社は当ファンドの税務ポジションを審査し、財務諸表の

中で税金の引当ては必要ないと判断した。不確実な税務ポジションに関連した利息またはペナルティーは何も存在しない。

2013年12月30日現在、時効に係る法令に基づき、引き続き主要な税務管轄の調査対象となっている税務年度は当ファンドの営業開始から現在に至るまでの期間である。

7. 報酬および費用

(A) 管理会社報酬

管理会社は当ファンドから、1年当たり45,000ドルを下限額とする月次報酬を受け取る。管理会社は純資産の最初の5億ドルに対して0.06%、次の5億ドルについては0.05%、10億ドルを超える部分に対しては0.04%の年間報酬を受け取る。会計期間中に管理会社が稼得した報酬と、期末時点での管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(B) 保管報酬

Brown Brothers Harriman & Co.（以下「保管会社」）は資産の市場動態に依存する資産ベースの取引手数料を受け取る。会計期間中に保管会社が稼得した報酬と、期末時点での保管会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(C) 為替仲介業者報酬

Brown Brothers Harriman & Co.（以下「為替仲介業者」）はパッシブヘッジ受益証券クラスの資産について0.01%の年率手数料を受け取る。会計期間中に為替仲介業者が稼得した報酬と、期末時点での為替仲介業者への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(D) 通貨運用会社報酬

通貨運用会社はすべてのクラス資産に対する0.03%の年間報酬を受け取る。会計期間中に通貨運用会社が稼得した報酬と、期末時点での通貨運用会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(E) 名義書き換え代理報酬

Brown Brothers Harriman & Co.（以下「名義書き換え代理会社」）はすべての資産に対する0.01%の年間報酬と1取引当たり10ドルの報酬を受け取る。会計期間中に名義書き換え代理会社が稼得した報酬と、期末時点での名義書き換え代理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記

2013年12月30日

(F) 受託会社報酬

受託会社は当ファンドの全資産による純資産価額の0.01%を年間報酬として受け取る。報酬は1カ月ごとに後払いで支払われる。報酬は年率10,000ドルの下限額が設定されている。報酬は1年未満の期間については比例配分される。会計期間中に受託会社が稼得した報酬と、期末時点での管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(G) 投資運用報酬

投資運用会社は当ファンドの資産の0.60%を年間報酬として受け取る。報酬は1カ月ごとに後払いで支払われる。会計期間中に投資運用会社が稼得した報酬と、期末時点での投資運用会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

当ファンドはその業務に関連したその他の経費を負担することができる。それらは以下を含み、それらだけに限定されない。(i) 政府手数料；(ii) ブローカー費用および手数料、ならびにその他のポートフォリオ取引経費；(iii) 金利費用を含む資金借入費用；(iv) 訴訟費用および補償経費を含む特別経費；(v) 設立費；そして(vi) 監査報酬である。

(H) 関連当事者投資

当ファンドは管理会社および保管会社の関連当事者であるBrown Brothers Harriman & Co.と為替先渡契約の締結および定期預金の預け入れをすることが認められてる。2013年12月30日時点でBrown Brothers Harriman & Co.に預け入れられたすべての定期預金は投資明細表に開示されている。当ファンドには2013年12月30日時点でBrown Brothers Harriman & Co.と未決済の為替先渡契約はなかった。

8. 会計関係の最近の公告

2013年4月に、FASBは会計基準アップデート第2013-07号「財務諸表の表示（トピック205）：清算ベース会計」（「ASU2013-07」）を公表した。ASU2013-07は清算が差し迫っている場合に清算ベースの会計の利用することを事業体に要求する。清算が「差し迫っている」とみなされるのは、(1) 清算計画が清算を実施する権限を有する者によって承認され、かつ当該計画が他の当事者によって阻害される可能性が非常に低い場合、または、(2) 清算計画が他の強制力（強制破産の執行など）によって強行される場合である。ASU2013-07は

2013年12月15日以降に開始する会計年度の間報告期間および年次報告期間に将来に向かって適用される。経営陣はこのガイダンスが財務諸表に影響を及ぼすとは考えていない。

2013年6月に、FASBは会計基準アップデート第2013-08号、「金融サービス - 投資会社（トピック946）：適用範囲、測定および開示規定の改訂」（「ASU2013-08」）を公表した。ASU2013-08は、投資会社の特徴を明確にしたものであり、事業体が投資会社に該当するかの判定および他の投資会社への非支配所有持分の測定に関する包括的なガイダンスを提供する。ASU2013-08は2013年12月15日以降に開始する会計年度の間報告期間および年次報告期間に将来に向かって適用される。経営陣はこのガイダンスが財務諸表に影響を及ぼすとは考えていない。

9. 後発事象

受託会社は会計年度の期末から財務諸表が発表された日に当たる2014年5月9日までのその後のすべての取引と事象を評価した。2013年12月31日から2014年5月9日までに8,482,946ドルの受益証券を発行し、買戻額は47,351,968ドルだった。同期間の分配金および分配金の再投資は15,425,419ドルだった。当ファンドに関連する他の報告すべき後発事象はない。

「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

| | 平成26年1月6日現在 | 平成26年7月3日現在 |
|---------|-------------|-------------|
| | 金額（円） | 金額（円） |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 44,823,848 | 54,887,306 |
| 国債証券 | 159,991,476 | 149,992,592 |
| 流動資産合計 | 204,815,324 | 204,879,898 |
| 資産合計 | 204,815,324 | 204,879,898 |
| 負債の部 | | |

| | | |
|-----------------|---|-------------|
| 流動負債 | | |
| 流動負債合計 | - | - |
| 負債合計 | - | - |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 | 203,797,483 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 1,017,841 |
| 元本等合計 | | 204,815,324 |
| 純資産合計 | | 204,815,324 |
| 負債純資産合計 | | 204,815,324 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 区 分 | 自 平成26年1月7日 至 平成26年7月3日 |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> |

（貸借対照表に関する注記）

| 区 分 | 平成26年1月6日現在 | 平成26年7月3日現在 |
|--|--------------|--------------|
| 1. 1 期首 | 平成25年7月4日 | 平成26年1月7日 |
| 期首元本額 | 203,797,483円 | 203,797,483円 |
| 期中追加設定元本額 | - 円 | 9,949円 |
| 期中一部解約元本額 | - 円 | - 円 |
| 期末元本額の内訳 | | |
| ファンド名 | | |
| ダイワ/ロジャーズ国際コモ ディティ™・ファンド | 40,447,875円 | 40,447,875円 |
| ダイワ/フィデリティ・アジ ア・ハイ・イールド債券ファ ンド（通貨選択型）日本円・ コース（毎月分配型） | 998円 | 998円 |
| ダイワ/フィデリティ・アジ ア・ハイ・イールド債券ファ ンド（通貨選択型）ブラジ ル・リアル・コース（毎月分 配型） | 998円 | 998円 |
| ダイワ/フィデリティ・アジ ア・ハイ・イールド債券ファ ンド（通貨選択型）アジア通 貨・コース（毎月分配型） | 998円 | 998円 |
| ダイワ豪ドル建て高利回り証 券（毎月分配型） | - 円 | 9,949円 |

| | | |
|---------------------------------|--------------|--------------|
| ダイワ豪ドル建て高利回り証券ファンド - 予想分配金提示型 - | 163,346,614円 | 163,346,614円 |
| 計 | 203,797,483円 | 203,807,432円 |
| 2. 期末日における受益権の総数 | 203,797,483口 | 203,807,432口 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 自 平成26年1月7日 至 平成26年7月3日 |
|-------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |

| | |
|--------------------------------|--|
| 4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |
|--------------------------------|--|

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 平成26年7月3日現在 |
|--------------------------|---|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | <p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種 類 | 平成26年1月6日現在 | 平成26年7月3日現在 |
|------|------------------------|------------------------|
| | 当期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 国債証券 | 8,372 | 13,632 |
| 合計 | 8,372 | 13,632 |

（注）

「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成25年12月10日から平成26年1月6日まで、及び平成25年12月10日から平成26年7月3日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 平成26年1月6日現在 | 平成26年7月3日現在 |
|-------------|-------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（1口当たり情報）

| | 平成26年1月6日現在 | 平成26年7月3日現在 |
|--------------|-------------|-------------|
| 1口当たり純資産額 | 1.0050円 | 1.0053円 |
| （1万口当たり純資産額） | （10,050円） | （10,053円） |

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 （円） | 評価額 （円） | 備考 |
|------|--------------|-------------|------------|----|
| 国債証券 | 4 4 7 国庫短期証券 | 20,000,000 | 19,999,363 | |
| | 4 4 8 国庫短期証券 | 40,000,000 | 39,998,220 | |
| | 4 4 9 国庫短期証券 | 40,000,000 | 39,997,934 | |
| | 4 5 0 国庫短期証券 | 30,000,000 | 29,998,200 | |
| | 4 5 2 国庫短期証券 | 10,000,000 | 9,999,465 | |

| | | | | |
|------|--------------|------------|-------------|--|
| | 4 5 4 国庫短期証券 | 10,000,000 | 9,999,410 | |
| 国債証券 | 合計 | | 149,992,592 | |
| 合計 | | | 149,992,592 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成26年1月7日から平成26年7月3日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

| | 前 期 平成26年1月6日現在 | 当 期 平成26年7月3日現在 |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 465,291,966 | 368,140,595 |
| 投資信託受益証券 | 24,889,959,161 | 22,579,660,114 |
| 親投資信託受益証券 | 1,002 | 1,003 |
| 未収入金 | 35,000,000 | 89,999,999 |
| 流動資産合計 | 25,390,252,129 | 23,037,801,711 |
| 資産合計 | 25,390,252,129 | 23,037,801,711 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 243,438,367 | 208,641,955 |
| 未払解約金 | 76,369,860 | - |
| 未払受託者報酬 | 739,690 | 605,673 |
| 未払委託者報酬 | 25,889,564 | 21,198,820 |
| その他未払費用 | 891,697 | 919,821 |
| 流動負債合計 | 347,329,178 | 231,366,269 |
| 負債合計 | 347,329,178 | 231,366,269 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | ¹ 30,429,795,893 | ¹ 26,080,244,447 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | ² 5,386,872,942 | ² 3,273,809,005 |
| （分配準備積立金） | 746,928,356 | 1,226,226,623 |
| 元本等合計 | 25,042,922,951 | 22,806,435,442 |
| 純資産合計 | 25,042,922,951 | 22,806,435,442 |
| 負債純資産合計 | 25,390,252,129 | 23,037,801,711 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 自 至 | 前 期 平成25年7月4日 平成26年1月6日 | 自 至 | 当 期 平成26年1月7日 平成26年7月3日 |
|-------------------------|--------|----------------------------------|--------|----------------------------------|
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 2,139,837,723 | | 2,055,350,282 |
| 受取利息 | | 64,227 | | 43,931 |
| 有価証券売買等損益 | | 292,280,798 | | 761,675,671 |
| 営業収益合計 | | 1,847,621,152 | | 2,817,069,884 |
| 営業費用 | | | | |
| 受託者報酬 | | 4,345,603 | | 3,630,813 |
| 委託者報酬 | | 152,098,072 | | 127,080,083 |
| その他費用 | | 891,697 | | 919,821 |
| 営業費用合計 | | 157,335,372 | | 131,630,717 |
| 営業利益 | | 1,690,285,780 | | 2,685,439,167 |
| 経常利益 | | 1,690,285,780 | | 2,685,439,167 |
| 当期純利益 | | 1,690,285,780 | | 2,685,439,167 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | | 45,637,451 | | 26,585,479 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | 7,132,641,598 | | 5,386,872,942 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 1,775,643,664 | | 819,536,431 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 1,775,643,664 | | 819,536,431 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 84,829,205 | | 34,710,408 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 84,829,205 | | 34,710,408 |
| 分配金 | | 1,589,694,132 | | 1,330,615,774 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 5,386,872,942 | | 3,273,809,005 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 当 期 | |
|----------------------------|--|-------------|
| | 自 平成26年1月7日 | 至 平成26年7月3日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> | |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | <p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p> | |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>特定期間末日</p> <p>平成26年1月3日、その翌日及びその翌々日が休日のため、前特定期間末日を平成26年1月6日としております。このため、当特定期間は178日となっております。</p> | |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 前 期 | 当 期 |
|---------------------|-----------------|-----------------|
| | 平成26年1月6日現在 | 平成26年7月3日現在 |
| 1. 1 期首元本額 | 38,568,661,269円 | 30,429,795,893円 |
| 期中追加設定元本額 | 412,240,594円 | 198,511,646円 |
| 期中一部解約元本額 | 8,551,105,970円 | 4,548,063,092円 |
| 2. 特定期間末日における受益権の総数 | 30,429,795,893口 | 26,080,244,447口 |

| | | |
|------------|---|---|
| 3. 2 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,386,872,942円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,273,809,005円であります。 |
|------------|---|---|

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 前 期 自 平成25年7月4日 至 平成26年1月6日 | 当 期 自 平成26年1月7日 至 平成26年7月3日 |
|------------|--|--|
| 1 分配金の計算過程 | <p>(自平成25年7月4日 至平成25年8月5日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(326,583,708円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(272,827,346円)及び分配準備積立金(435,391,055円)より分配対象額は1,034,802,109円(1万口当たり287.29円)であり、うち288,153,006円(1万口当たり80円)を分配金額としております。</p> | <p>(自平成26年1月7日 至平成26年2月3日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(331,678,506円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(233,950,046円)及び分配準備積立金(733,221,762円)より分配対象額は1,298,850,314円(1万口当たり434.21円)であり、うち239,305,471円(1万口当たり80円)を分配金額としております。</p> |

(自平成25年8月6日 至平成25年9月3日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(336,913,023円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(263,590,945円)及び分配準備積立金(454,750,580円)より分配対象額は1,055,254,548円(1万口当たり304.62円)であり、うち277,134,605円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(自平成25年9月4日 至平成25年10月3日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(327,062,537円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(256,592,522円)及び分配準備積立金(497,113,381円)より分配対象額は1,080,768,440円(1万口当たり322.15円)であり、うち268,387,279円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(自平成26年2月4日 至平成26年3月3日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(345,498,428円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(228,017,220円)及び分配準備積立金(800,209,715円)より分配対象額は1,373,725,363円(1万口当たり473.23円)であり、うち232,231,746円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(自平成26年3月4日 至平成26年4月3日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(324,086,138円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(218,640,665円)及び分配準備積立金(870,611,745円)より分配対象額は1,413,338,548円(1万口当たり510.24円)であり、うち221,598,030円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(自平成25年10月4日 至平成25年11月5日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(339,553,002円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(251,460,185円)及び分配準備積立金(537,619,814円)より分配対象額は1,128,633,001円(1万口当たり346.65円)であり、うち260,465,386円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(自平成25年11月6日 至平成25年12月3日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(337,060,684円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(244,569,524円)及び分配準備積立金(595,944,707円)より分配対象額は1,177,574,915円(1万口当たり373.66円)であり、うち252,115,489円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(自平成26年4月4日 至平成26年5月7日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(313,620,965円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(214,591,322円)及び分配準備積立金(949,975,000円)より分配対象額は1,478,187,287円(1万口当たり546.10円)であり、うち216,543,711円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(自平成26年5月8日 至平成26年6月3日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(320,240,939円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(211,574,827円)及び分配準備積立金(1,025,333,255円)より分配対象額は1,557,149,021円(1万口当たり586.79円)であり、うち212,294,861円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

| | | |
|--|---|--|
| | <p>(自平成25年12月4日 至平成26年1月6日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(333,698,300円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(236,946,728円)及び分配準備積立金(656,668,423円)より分配対象額は1,227,313,451円(1万口当たり403.33円)であり、うち243,438,367円(1万口当たり80円)を分配金額としております。</p> | <p>(自平成26年6月4日 至平成26年7月3日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(322,230,229円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(209,077,237円)及び分配準備積立金(1,112,638,349円)より分配対象額は1,643,945,815円(1万口当たり630.34円)であり、うち208,641,955円(1万口当たり80円)を分配金額としております。</p> |
|--|---|--|

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 当 期 自 平成26年1月7日 至 平成26年7月3日 |
|-------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |

| | |
|--------------------------------|--|
| 4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |
|--------------------------------|--|

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 当 期 平成26年7月3日現在 |
|------------------------------|--|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種 類 | 前 期 平成26年1月6日現在 | 当 期 平成26年7月3日現在 |
|-----------|----------------------------|----------------------------|
| | 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 投資信託受益証券 | 583,434,197 | 471,448,763 |
| 親投資信託受益証券 | 0 | 0 |
| 合計 | 583,434,197 | 471,448,763 |

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 前 期 平成26年1月6日現在 | 当 期 平成26年7月3日現在 |
|--------------------|--------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 当 期 自 平成26年1月7日 至 平成26年7月3日 |
|-----------------------------------|
| |

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| | 前 期 平成26年1月6日現在 | 当 期 平成26年7月3日現在 |
|---------------------------|---------------------|---------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.8230円 (8,230円) | 0.8745円 (8,745円) |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 (円) | 備考 |
|--------------|----------------------------|-----------------|----------------|----|
| 投資信託受益証券 | ASIA HY BOND FUND BRL | 272,978,143.450 | 22,579,660,114 | |
| 投資信託受益証券 合計 | | | 22,579,660,114 | |
| 親投資信託受益証券 | ダイワ・マネーポートフォリオ・マ ザーファンド | 998 | 1,003 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | 1,003 | |
| 合計 | | | 22,579,661,117 | |

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド ブラジル・リアル・クラス」受益証券(円建)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド ブラジル・リアル・クラス」の状況

前記「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)日本円・コース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)日本円・コース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

【ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)アジア通貨・コース
(毎月分配型)】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成26年1月7日から平成26年7月3日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）アジア通貨・コース（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

| | 前 期 平成26年1月6日現在 | 当 期 平成26年7月3日現在 |
|-----------------|--------------------|--------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 57,684,322 | 45,451,234 |
| 投資信託受益証券 | 3,366,699,377 | 2,860,299,718 |
| 親投資信託受益証券 | 1,002 | 1,003 |
| 未収入金 | - | 31,999,999 |
| 流動資産合計 | 3,424,384,701 | 2,937,751,954 |
| 資産合計 | 3,424,384,701 | 2,937,751,954 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 29,276,807 | 25,322,571 |
| 未払受託者報酬 | 99,008 | 77,651 |
| 未払委託者報酬 | 3,465,602 | 2,717,948 |
| その他未払費用 | 138,881 | 119,750 |
| 流動負債合計 | 32,980,298 | 28,237,920 |
| 負債合計 | 32,980,298 | 28,237,920 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 3,252,978,632 | 1 2,813,619,037 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 138,425,771 | 95,894,997 |
| （分配準備積立金） | 511,378,926 | 476,054,553 |
| 元本等合計 | 3,391,404,403 | 2,909,514,034 |
| 純資産合計 | 3,391,404,403 | 2,909,514,034 |
| 負債純資産合計 | 3,424,384,701 | 2,937,751,954 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 自 至 | 前 期 平成25年7月4日 平成26年1月6日 | 自 至 | 当 期 平成26年1月7日 平成26年7月3日 |
|---|--------|-------------------------------|--------|-------------------------------|
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 245,652,418 | | 223,337,059 |
| 受取利息 | | 7,942 | | 6,373 |
| 有価証券売買等損益 | | 92,694,279 | | 81,585,718 |
| 営業収益合計 | | 152,966,081 | | 141,757,714 |
| 営業費用 | | | | |
| 受託者報酬 | | 555,820 | | 472,801 |
| 委託者報酬 | | 19,455,517 | | 16,549,652 |
| その他費用 | | 138,881 | | 119,750 |
| 営業費用合計 | | 20,150,218 | | 17,142,203 |
| 営業利益 | | 132,815,863 | | 124,615,511 |
| 経常利益 | | 132,815,863 | | 124,615,511 |
| 当期純利益 | | 132,815,863 | | 124,615,511 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | | 1,861,361 | | 558,420 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | 194,335,437 | | 138,425,771 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 107,464 | | 3,673,941 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 107,464 | | 3,673,941 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 7,936,659 | | 12,458,028 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 7,936,659 | | 12,458,028 |
| 分配金 | | 1 182,757,695 | | 1 157,803,778 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 138,425,771 | | 95,894,997 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 当 期 | |
|----------------------------|--|-------------|
| | 自 平成26年1月7日 | 至 平成26年7月3日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> | |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | <p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p> | |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>特定期間末日</p> <p>平成26年1月3日、その翌日及びその翌々日が休日のため、前特定期間末日を平成26年1月6日としております。このため、当特定期間は178日となっております。</p> | |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 前 期 | 当 期 |
|---------------------|----------------|----------------|
| | 平成26年1月6日現在 | 平成26年7月3日現在 |
| 1. 1 期首元本額 | 3,868,138,952円 | 3,252,978,632円 |
| 期中追加設定元本額 | 59,245,058円 | 89,120,309円 |
| 期中一部解約元本額 | 674,405,378円 | 528,479,904円 |
| 2. 特定期間末日における受益権の総数 | 3,252,978,632口 | 2,813,619,037口 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 前 期 自 平成25年7月4日 至 平成26年1月6日 | 当 期 自 平成26年1月7日 至 平成26年7月3日 |
|------------|---|---|
| 1 分配金の計算過程 | <p>(自平成25年7月4日 至平成25年8月5日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(37,233,598円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(181,070,616円)及び分配準備積立金(521,485,085円)より分配対象額は739,789,299円(1万口当たり2,060.53円)であり、うち32,312,550円(1万口当たり90円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成25年8月6日 至平成25年9月3日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(38,517,593円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(175,664,356円)及び分配準備積立金(508,147,730円)より分配対象額は722,329,679円(1万口当たり2,081.53円)であり、うち31,231,678円(1万口当たり90円)を分配金額としております。</p> | <p>(自平成26年1月7日 至平成26年2月3日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(37,665,721円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(167,025,353円)及び分配準備積立金(494,306,325円)より分配対象額は698,997,399円(1万口当たり2,219.34円)であり、うち28,346,195円(1万口当たり90円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成26年2月4日 至平成26年3月3日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(38,323,965円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(160,708,491円)及び分配準備積立金(482,367,566円)より分配対象額は681,400,022円(1万口当たり2,256.23円)であり、うち27,180,690円(1万口当たり90円)を分配金額としております。</p> |

（自平成25年9月4日 至平成25年10月3日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（38,579,554円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（173,828,326円）及び分配準備積立金（500,719,759円）より分配対象額は713,127,639円（1万口当たり2,105.82円）であり、うち30,478,146円（1万口当たり90円）を分配金額としております。

（自平成25年10月4日 至平成25年11月5日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（39,790,352円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（174,086,082円）及び分配準備積立金（495,932,395円）より分配対象額は709,808,829円（1万口当たり2,136.12円）であり、うち29,906,040円（1万口当たり90円）を分配金額としております。

（自平成26年3月4日 至平成26年4月3日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（35,166,481円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（152,265,703円）及び分配準備積立金（465,384,028円）より分配対象額は652,816,212円（1万口当たり2,289.60円）であり、うち25,660,988円（1万口当たり90円）を分配金額としております。

（自平成26年4月4日 至平成26年5月7日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（33,695,080円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（158,985,812円）及び分配準備積立金（472,581,061円）より分配対象額は665,261,953円（1万口当たり2,316.98円）であり、うち25,841,240円（1万口当たり90円）を分配金額としております。

| | |
|--|--|
| <p>（自平成25年11月6日 至平成25年12月3日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（37,956,999円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（172,702,440円）及び分配準備積立金（499,170,253円）より分配対象額は709,829,692円（1万口当たり2,161.74円）であり、うち29,552,474円（1万口当たり90円）を分配金額としております。</p> | <p>（自平成26年5月8日 至平成26年6月3日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（32,525,756円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（163,538,600円）及び分配準備積立金（466,670,291円）より分配対象額は662,734,647円（1万口当たり2,343.47円）であり、うち25,452,094円（1万口当たり90円）を分配金額としております。</p> |
| <p>（自平成25年12月4日 至平成26年1月6日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（38,381,022円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（171,663,274円）及び分配準備積立金（502,274,711円）より分配対象額は712,319,007円（1万口当たり2,189.74円）であり、うち29,276,807円（1万口当たり90円）を分配金額としております。</p> | <p>（自平成26年6月4日 至平成26年7月3日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（30,622,649円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（163,286,616円）及び分配準備積立金（470,754,475円）より分配対象額は664,663,740円（1万口当たり2,362.31円）であり、うち25,322,571円（1万口当たり90円）を分配金額としております。</p> |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 当 期 自 平成26年1月7日 至 平成26年7月3日 |
|----------------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 当 期 平成26年7月3日現在 |
|--------------------------|--|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種 類 | 前 期 平成26年1月6日現在 | 当 期 平成26年7月3日現在 |
|-----------|----------------------------|----------------------------|
| | 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 投資信託受益証券 | 54,502,687 | 1,801,977 |
| 親投資信託受益証券 | 0 | 0 |
| 合計 | 54,502,687 | 1,801,977 |

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 前 期 平成26年1月6日現在 | 当 期 平成26年7月3日現在 |
|--------------------|--------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| 当 期 自 平成26年1月7日 至 平成26年7月3日 |
|---|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 |

（1口当たり情報）

| | 前 期 平成26年1月6日現在 | 当 期 平成26年7月3日現在 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額） | 1.0426円 (10,426円) | 1.0341円 (10,341円) |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 （円） | 備考 |
|-------------|----------------------------|----------------|---------------|----|
| 投資信託受益証券 | ASIA HY BOND FUND ACC | 29,286,845.010 | 2,860,299,718 | |
| 投資信託受益証券 合計 | | | 2,860,299,718 | |
| 親投資信託受益証券 | ダイワ・マネーポートフォリオ・マ ザーファンド | 998 | 1,003 | |

| | | | |
|--------------|--|---------------|--|
| 親投資信託受益証券 合計 | | 1,003 | |
| 合計 | | 2,860,300,721 | |

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド アジア通貨・クラス」受益証券(円建)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド アジア通貨・クラス」の状況

前記「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)日本円・コース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)日本円・コース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

2 【ファンドの現況】

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）

【純資産額計算書】

平成26年7月31日

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 1,730,488,420円 |
| 負債総額 | 17,694,127円 |
| 純資産総額（ - ） | 1,712,794,293円 |
| 発行済数量 | 1,730,379,239口 |
| 1単位当たり純資産額（ / ） | 0.9898円 |

(参考) ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

平成26年7月31日

| | |
|-----------------|--------------|
| 資産総額 | 204,884,067円 |
| 負債総額 | 109,996,760円 |
| 純資産総額（ - ） | 94,887,307円 |
| 発行済数量 | 94,387,358口 |
| 1単位当たり純資産額（ / ） | 1.0053円 |

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）

純資産額計算書

平成26年7月31日

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 22,892,170,812円 |
| 負債総額 | 57,463,510円 |
| 純資産総額（ - ） | 22,834,707,302円 |
| 発行済数量 | 25,782,195,659口 |
| 1単位当たり純資産額（ / ） | 0.8857円 |

(参考) ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

前記「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)日本円・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)アジア通貨・コース(毎月分配型)

純資産額計算書

平成26年7月31日

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 2,966,321,376円 |
| 負債総額 | 2,617,990円 |
| 純資産総額(-) | 2,963,703,386円 |
| 発行済数量 | 2,780,102,536口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.0660円 |

(参考) ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

前記「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)日本円・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として、)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成26年7月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を

把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成26年7月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

| 基本的性格 | 本数（本） | 純資産額の合計額（百万円） |
|------------|-------|---------------|
| 単位型株式投資信託 | 13 | 165,320 |
| 追加型株式投資信託 | 521 | 10,026,856 |
| 株式投資信託 合計 | 534 | 10,192,176 |
| 単位型公社債投資信託 | - | - |
| 追加型公社債投資信託 | 17 | 3,155,324 |
| 公社債投資信託 合計 | 17 | 3,155,324 |
| 総合計 | 551 | 13,347,500 |

3 【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

3．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

| | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 14,380,327 | 15,186,222 |
| 有価証券 | 9,427,636 | 15,003,765 |
| 前払金 | 207 | 453 |
| 前払費用 | 142,919 | 157,453 |
| 未収入金 | 521,825 | - |
| 未収委託者報酬 | 7,183,011 | 8,265,950 |
| 未収収益 | 106,914 | 103,432 |
| 貯蔵品 | 9,551 | 14,492 |
| 繰延税金資産 | 491,727 | 674,141 |
| その他 | 8,445 | 597 |
| 流動資産計 | 32,272,567 | 39,406,511 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 1 |
| 建物（純額） | 254,258 | 252,417 |
| 器具備品（純額） | 26,257 | 23,555 |
| リース資産（純額） | 222,274 | 224,362 |
| リース資産（純額） | 5,726 | 4,499 |
| 無形固定資産 | 3,194,512 | 2,991,462 |
| ソフトウェア | 3,132,238 | 2,910,918 |
| ソフトウェア仮勘定 | 50,423 | 68,693 |
| 電話加入権 | 11,850 | 11,850 |
| 投資その他の資産 | 15,113,434 | 15,077,046 |

| | | | | |
|--------------|---|------------|---|------------|
| 投資有価証券 | | 8,342,934 | | 8,338,733 |
| 関係会社株式 | | 5,141,069 | | 5,141,069 |
| 出資金 | | 136,315 | | 129,405 |
| 従業員に対する長期貸付金 | | 92,527 | | 68,396 |
| 差入保証金 | | 1,000,820 | | 997,594 |
| 長期前払費用 | | 7,376 | | 6,484 |
| 投資不動産（純額） | 1 | 402,340 | 1 | 398,402 |
| 貸倒引当金 | | 9,950 | | 3,040 |
| 固定資産計 | | 18,562,205 | | 18,320,926 |
| 資産合計 | | 50,834,773 | | 57,727,438 |

(単位:千円)

| | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| リース債務 | 1,227 | 1,227 |
| 預り金 | 56,491 | 53,677 |
| 未払金 | 6,795,899 | 8,998,456 |
| 未払収益分配金 | 10,333 | 7,931 |
| 未払償還金 | 113,002 | 77,698 |
| 未払手数料 | 3,764,501 | 4,277,412 |
| その他未払金 | 2 2,908,061 | 2 4,635,414 |
| 未払費用 | 3,383,551 | 3,463,796 |
| 未払法人税等 | 588,040 | 1,530,565 |
| 未払消費税等 | 189,139 | 530,831 |
| 賞与引当金 | 841,300 | 955,600 |
| 流動負債計 | 11,855,648 | 15,534,154 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | 4,494 | 3,272 |
| 退職給付引当金 | 1,935,442 | 1,959,451 |
| 役員退職慰労引当金 | 67,410 | 80,280 |
| 繰延税金負債 | 1,740,407 | 1,789,543 |
| 固定負債計 | 3,747,753 | 3,832,547 |
| 負債合計 | 15,603,402 | 19,366,702 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 15,174,272 | 15,174,272 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 11,495,727 | 11,495,727 |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 資本剰余金合計 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 374,297 | 374,297 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 7,722,723 | 10,821,849 |
| 利益剰余金合計 | 8,097,020 | 11,196,146 |
| 株主資本合計 | 34,767,020 | 37,866,146 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 464,350 | 494,589 |
| 評価・換算差額等合計 | 464,350 | 494,589 |
| 純資産合計 | 35,231,371 | 38,360,735 |
| 負債・純資産合計 | 50,834,773 | 57,727,438 |

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

| | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|----------|-------|-------------|-------|-------------|
| | (自 | 平成24年4月1日 | (自 | 平成25年4月1日 |
| | 至 | 平成25年3月31日) | 至 | 平成26年3月31日) |
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 73,498,726 | | 84,771,977 |
| その他営業収益 | | 526,465 | | 788,473 |
| 営業収益計 | | 74,025,191 | | 85,560,451 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | | 41,213,272 | | 47,520,063 |
| 広告宣伝費 | | 604,864 | | 668,841 |
| 公告費 | | 949 | | 533 |
| 受益証券発行費 | | - | | 25 |
| 調査費 | | 8,116,701 | | 8,246,807 |
| 調査費 | | 824,915 | | 741,792 |
| 委託調査費 | | 7,291,786 | | 7,505,015 |
| 委託計算費 | | 807,090 | | 735,588 |
| 営業雑経費 | | 1,280,599 | | 1,322,711 |
| 通信費 | | 206,564 | | 249,081 |
| 印刷費 | | 404,023 | | 477,092 |
| 協会費 | | 53,643 | | 54,190 |
| 諸会費 | | 11,281 | | 11,711 |
| その他営業雑経費 | | 605,086 | | 530,634 |
| 営業費用計 | | 52,023,478 | | 58,494,570 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | 5,264,128 | | 5,708,541 |
| 役員報酬 | | 249,180 | | 243,000 |
| 給料・手当 | | 3,782,533 | | 3,785,717 |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 賞与 | 391,114 | 724,223 |
| 賞与引当金繰入額 | 841,300 | 955,600 |
| 福利厚生費 | 809,254 | 793,740 |
| 交際費 | 55,806 | 37,951 |
| 寄付金 | 636 | - |
| 旅費交通費 | 196,147 | 191,623 |
| 租税公課 | 206,178 | 222,767 |
| 不動産賃借料 | 887,968 | 1,182,703 |
| 退職給付費用 | 469,713 | 373,920 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 38,970 | 33,750 |
| 固定資産減価償却費 | 1,181,438 | 963,183 |
| 諸経費 | 1,094,627 | 1,354,169 |
| 一般管理費計 | 10,204,869 | 10,862,351 |
| 営業利益 | 11,796,843 | 16,203,530 |

(単位:千円)

| | 前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | 当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) |
|----------------|--|--|
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 1 257,704 | 1 144,660 |
| 有価証券利息 | 11,102 | 13,966 |
| 受取利息 | 10,598 | 9,117 |
| 時効成立分配金・償還金 | 21,305 | 44,877 |
| 投資有価証券売却益 | 279,443 | 64,122 |
| 有価証券償還益 | 101,052 | 63,228 |
| その他 | 44,912 | 34,445 |
| 営業外収益計 | 726,118 | 374,418 |
| 営業外費用 | | |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | 19,392 | 16,985 |
| 投資有価証券売却損 | 36,469 | 3,171 |
| 有価証券償還損 | 33,338 | 18,848 |
| 投資不動産管理費用 | 16,271 | 16,864 |
| 貯蔵品廃棄損 | 9,990 | 9,503 |
| その他 | 13,120 | 9,343 |
| 営業外費用計 | 128,584 | 74,716 |
| 経常利益 | 12,394,377 | 16,503,232 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 39,827 | - |
| 固定資産売却益 | 31 | - |
| その他 | 16,466 | - |

| | | | | |
|--------------|---|------------|---|------------|
| 特別利益計 | | 56,325 | | - |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産除却損 | 2 | 129,816 | 2 | 888 |
| 本社移転関連費用 | | 1,099,913 | | - |
| その他 | | 14,428 | | - |
| 特別損失計 | | 1,244,158 | | 888 |
| 税引前当期純利益 | | 11,206,544 | | 16,502,343 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 4,286,691 | | 6,525,874 |
| 法人税等調整額 | | 109,902 | | 150,022 |
| 法人税等合計 | | 4,176,789 | | 6,375,851 |
| 当期純利益 | | 7,029,755 | | 10,126,492 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 株主資本合計 |
|---------------------|------------|------------|---------|---------------------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 15,174,272 | 11,495,727 | 974,297 | 7,715,116 | 8,089,414 | 34,759,414 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | △7,022,149 | △7,022,149 | △7,022,149 |
| 当期純利益 | - | - | - | 7,029,755 | 7,029,755 | 7,029,755 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 7,606 | 7,606 | 7,606 |
| 当期末残高 | 15,174,272 | 11,495,727 | 974,297 | 7,722,723 | 8,097,020 | 34,767,020 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|---------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 33,879 | 53,783 | 87,663 | 34,847,077 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | △7,022,149 |
| 当期純利益 | - | - | - | 7,029,755 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 430,470 | △53,783 | 376,686 | 376,686 |
| 当期変動額合計 | 430,470 | △53,783 | 376,686 | 384,293 |
| 当期末残高 | 464,350 | - | 464,350 | 35,231,371 |

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 株主資本合計 |
|---------------------|------------|------------|---------|---------------------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 15,174,272 | 11,495,727 | 374,297 | 7,722,723 | 8,097,020 | 34,767,020 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | △7,027,366 | △7,027,366 | △7,027,366 |
| 当期純利益 | - | - | - | 10,126,492 | 10,126,492 | 10,126,492 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 3,099,125 | 3,099,125 | 3,099,125 |
| 当期末残高 | 15,174,272 | 11,495,727 | 374,297 | 10,821,849 | 11,196,146 | 37,866,146 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|---------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 464,350 | - | 464,350 | 35,231,371 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | △7,027,366 |
| 当期純利益 | - | - | - | 10,126,492 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 30,238 | - | 30,238 | 30,238 |
| 当期変動額合計 | 30,238 | - | 30,238 | 3,129,364 |
| 当期末残高 | 494,589 | - | 494,589 | 38,360,735 |

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

器具備品 4～20年

（会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、当事業年度より有形固定資産（投資不動産を含む）の減価償却方法を定率法から定額法に変更いたしました。

この変更は、本社移転を契機に当社の有形固定資産の使用実態を見直した結果、当社において使用する有形固定資産は安定的に使用されており、その投資効果は、耐用年数の期間中に平均的・安定的に発現するものであるため、定額法が当社の企業活動をより適切に反映した減価償却方法であると判断したためであります。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

（３）長期前払費用

定額法によっております。

（４）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

（２）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「貯蔵品廃棄損」は重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた23,111千円は、「貯蔵品廃棄損」9,990千円、「その他」13,120千円として組替えております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 建物 | 15,528千円 | 18,230千円 |
| 器具備品 | 250,072千円 | 249,761千円 |
| リース資産 | 409千円 | 1,636千円 |
| 投資建物 | 724,130千円 | 729,348千円 |
| 投資器具備品 | 23,691千円 | 24,180千円 |

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

| | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| 未払金 | 2,883,398千円 | 4,508,988千円 |

3 保証債務

前事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,591,590千円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成26年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719,900千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

| | 前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日) |
|-------|---|---|
| 受取配当金 | 185,280千円 | - |

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日) |
|-------------|---|---|
| 建物 | 546千円 | - |
| 器具備品 | 128,892千円 | 888千円 |
| 無形固定資産(その他) | 377千円 | - |
| 計 | 129,816千円 | 888千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の 総額(百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成24年 6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 7,022 | 2,692 | 平成24年 3月31日 | 平成24年 6月26日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年 6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|-----------|-------------|
| 剰余金の配当の総額 | 7,027百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 2,694円 |
| 基準日 | 平成25年 3月31日 |
| 効力発生日 | 平成25年 6月25日 |

当事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|--|----------------|----------------|----------------|---------------|
| | | | | |

| | | | | |
|-------|-------|---|---|-------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-------------|----------------|----------------|
| 平成25年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 7,027 | 2,694 | 平成25年 3月31日 | 平成25年 6月25日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 10,126百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 3,882円 |
| 基準日 | 平成26年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成26年6月26日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

前事業年度(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------------|--------------|------------|----|
| (1) 現金・預金 | 14,380,327 | 14,380,327 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 7,183,011 | 7,183,011 | - |
| (3) 未収入金 | 521,825 | 521,825 | - |
| (4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 16,711,401 | 16,711,401 | - |
| 資産計 | 38,796,567 | 38,796,567 | - |
| (1) 未払手数料 | 3,764,501 | 3,764,501 | - |
| (2) その他未払金 | 2,908,061 | 2,908,061 | - |
| (3) 未払費用(*) | 2,782,587 | 2,782,587 | - |
| 負債計 | 9,455,149 | 9,455,149 | - |

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度(平成26年3月31日現在)

(単位:千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------------|--------------|------------|----|
| (1) 現金・預金 | 15,186,222 | 15,186,222 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 8,265,950 | 8,265,950 | - |
| (3) 未収入金 | - | - | - |
| (4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 22,283,329 | 22,283,329 | - |
| 資産計 | 45,735,503 | 45,735,503 | - |
| (1) 未払手数料 | 4,277,412 | 4,277,412 | - |
| (2) その他未払金 | 4,635,414 | 4,635,414 | - |
| (3) 未払費用(*) | 2,678,610 | 2,678,610 | - |
| 負債計 | 11,591,437 | 11,591,437 | - |

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) |
|----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| (1) その他有価証券 非上場株式 | 1,059,169 | 1,059,169 |
| (2) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式 | 5,141,069 | 5,141,069 |
| (3) 差入保証金 | 1,000,820 | 997,594 |

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------------------------|------------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金 | 14,380,327 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 7,183,011 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの | - | 1,434,397 | 4,840,276 | - |
| 合計 | 21,563,339 | 1,434,397 | 4,840,276 | - |

当事業年度(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------------------------|------------|-------------|--------------|--------|
| 現金・預金 | 15,186,222 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 8,265,950 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの | - | 1,498,464 | 3,978,251 | 97,038 |
| 合計 | 23,452,173 | 1,498,464 | 3,978,251 | 97,038 |

（有価証券関係）

1．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成26年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日現在）

| | 貸借対照表計上額 （千円） | 取得原価 （千円） | 差額 （千円） |
|--------------------------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | | | |
| （1）株式 | 93,459 | 55,101 | 38,357 |
| （2）その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 6,224,312 | 5,440,857 | 783,455 |
| 小計 | 6,317,771 | 5,495,959 | 821,812 |
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | | | |
| その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 10,393,629 | 10,493,953 | 100,323 |
| 小計 | 10,393,629 | 10,493,953 | 100,323 |
| 合計 | 16,711,401 | 15,989,912 | 721,489 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,059,169千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成26年3月31日現在）

| | 貸借対照表計上額 （千円） | 取得原価 （千円） | 差額 （千円） |
|--------------------------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | | | |
| （1）株式 | 113,247 | 55,101 | 58,145 |
| （2）その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 5,625,179 | 4,873,552 | 751,626 |
| 小計 | 5,738,426 | 4,928,653 | 809,772 |
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | | | |
| その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 16,544,903 | 16,586,202 | 41,299 |

| | | | |
|----|------------|------------|---------|
| 小計 | 16,544,903 | 16,586,202 | 41,299 |
| 合計 | 22,283,329 | 21,514,856 | 768,472 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,059,169千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

3. 売却した其他有価証券

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

| 種類 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|------------------------|-------------|-----------------|-----------------|
| (1) 株式 | 141,128 | 39,827 | - |
| (2) その他 証券投資信託の受益証券 | 28,114,625 | 279,443 | 36,469 |
| 合計 | 28,255,753 | 319,271 | 36,469 |

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

| 種類 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|--------------------|-------------|-----------------|-----------------|
| その他 証券投資信託の受益証券 | 24,501,921 | 64,122 | 3,171 |
| 合計 | 24,501,921 | 64,122 | 3,171 |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、其他有価証券(非上場株式)について3,220千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

| | |
|---------|-------------|
| 退職給付債務 | 1,935,442千円 |
| 退職給付引当金 | 1,935,442千円 |

3. 退職給付費用に関する事項

| | |
|--------|-----------|
| 勤務費用 | 301,777千円 |
| その他 | 167,935千円 |
| 退職給付費用 | 469,713千円 |

(注) 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|-------------|
| 期首における退職給付債務 | 1,935,442千円 |
| 勤務費用 | 201,327千円 |
| 退職給付の支払額 | 177,317千円 |
| 期末における退職給付債務 | 1,959,451千円 |

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---------------------|-------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | - |
| 年金資産 | - |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 1,959,451千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,959,451千円 |
| 退職給付引当金 | 1,959,451千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,959,451千円 |

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|-----------------|-----------|
| 勤務費用 | 201,327千円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 201,327千円 |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、172,593千円でありました。

(表示方法の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

| | 前事業年度 （平成25年3月31日現在） | 当事業年度 （平成26年3月31日現在） |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 減損損失 | 837,121 | 833,243 |

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 退職給付引当金 | 693,199 | 698,348 |
| 未払事業税 | 154,219 | 335,386 |
| 賞与引当金 | 280,855 | 287,721 |
| 連結法人間取引（譲渡損） | 264,269 | 141,925 |
| 投資有価証券評価損 | 128,953 | 128,953 |
| 繰延資産 | 157,330 | 121,437 |
| 出資金評価損 | 114,425 | 116,888 |
| 未払社会保険料 | 43,411 | 38,787 |
| 器具備品 | 33,316 | 33,316 |
| 役員退職慰労引当金 | 24,920 | 28,611 |
| その他 | 29,627 | 24,709 |
| 繰延税金資産小計 | 2,761,651 | 2,789,330 |
| 評価性引当額 | 1,323,069 | 1,200,725 |
| 繰延税金資産合計 | 1,438,582 | 1,588,604 |
| 繰延税金負債 | | |
| 連結法人間取引（譲渡益） | 2,428,233 | 2,428,233 |
| その他有価証券評価差額金 | 257,138 | 273,883 |
| その他 | 1,888 | 1,888 |
| 繰延税金負債合計 | 2,687,261 | 2,704,006 |
| 繰延税金負債の純額 | 1,248,679 | 1,115,401 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

この変更による影響は軽微であります。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|---|-----------|-------------------|---------|---------------------------|-----------|-------------|--------------|----|--------------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有) 直接100.0 | 経営管理 | 債務保証 (注) | 1,591,590 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|---|-----------|-------------------|---------|---------------------------|-----------|-------------|--------------|----|--------------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有) 直接100.0 | 経営管理 | 債務保証 (注) | 1,719,900 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|---------------------|---------|--------------------|---------|---------------------------|-----------------|--------------|--------------|---------|--------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券(株) | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 | 20,510,864 | 未払手数料 | 2,758,584 |
| 同一の親会社をもつ会社 | (株)大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | - | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入 | 1,205,721 | 未払費用 | 82,519 |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ(株) | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | - | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料 | 1,194,567 | 長期差入保証金 | 971,157 |
| | | | | | | | | | 未収入金 | 511,559 |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|---------------------|---------|--------------------|---------|---------------------------|-----------------|--------------|--------------|---------|--------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券(株) | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 | 25,994,992 | 未払手数料 | 3,216,077 |
| 同一の親会社をもつ会社 | (株)大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | - | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入 | 678,054 | 未払費用 | 393,881 |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ(株) | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | - | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料 | 978,984 | 長期差入保証金 | 971,157 |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
- (3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1 株当たり情報)

| 前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | | 当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | |
|--|------------|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 13,506.24円 | 1株当たり純資産額 | 14,705.91円 |
| 1株当たり当期純利益 | 2,694.91円 | 1株当たり当期純利益 | 3,882.07円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | 当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 当期純利益(千円) | 7,029,755 | 10,126,492 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525 | 2,608,525 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（平成26年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名 称 | 資本金の額 単位：百万円 （平成26年3月 末日現在） | 事業の内容 |
|----------|--------------------------------------|-------|
| 大和証券株式会社 | 100,000 | （注） |

（注）金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成26年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
ファンドの形態等を記載することがあります。
図案を採用することがあります。
ファンドの管理番号等を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月26日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 高波 博之 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 貞廣 篤典 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 内田 和男 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年8月8日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）の平成26年1月7日から平成26年7月3日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）の平成26年7月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年8月8日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）の平成26年1月7日から平成26年7月3日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）の平成26年7月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年8月8日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）アジア通貨・コース（毎月分配型）の平成26年1月7日から平成26年7月3日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）アジア通貨・コース（毎月分配型）の平成26年7月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。